

部長会議付議事案書（報告）

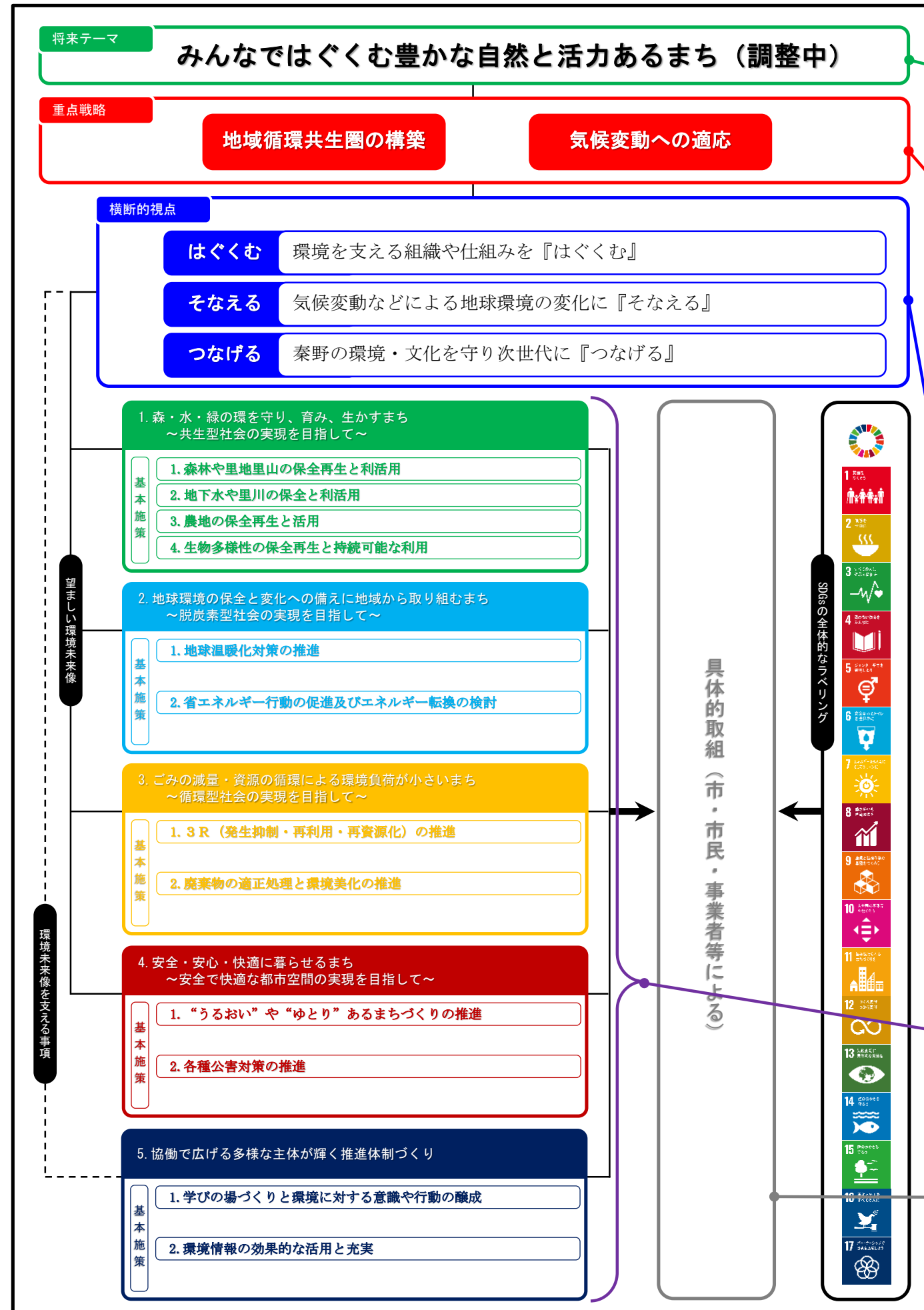
（令和 2 年 1 0 月 9 日）

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>第 3 次秦野市環境基本計画素案について</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>				
<p>提案趣旨</p>	<p>令和 3 年度から令和 1 2 年度を計画期間とする「第 3 次秦野市環境基本計画」について、現行計画（第 2 次計画）の評価を踏まえた計画素案を定めましたので、その内容と今後のスケジュールを報告するものです。</p>					
<p>概要</p>	<p><b>1 計画の趣旨及び策定方針</b></p> <p>秦野市環境基本条例第 1 0 条（環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針等の策定）に基づき、第 1 次計画（平成 12～22 年度）は、本市の恵みある自然を守り後世に継承することを目的に、第 2 次計画（平成 23～令和 2 年度）は、産業構造の変化（身近な生活環境から自然環境、地球規模の環境問題）に対応することを目的に策定されました。</p> <p>第 3 次計画では、現行計画よりうたわれた「将来テーマ」や「未来像」について普遍的な考え方として大幅な改定を行わない一方で、「基本施策や具体的取組」については、パリ協定の遵守など世界共通の理念や社会潮流を見据えた構成になるよう策定するものです。</p> <p><b>【評価結果】</b></p> <table border="1" data-bbox="368 1319 1433 1581"> <tr> <td data-bbox="368 1319 644 1451"> <p>基本施策の進行管理（外部評価※1）</p> </td> <td data-bbox="644 1319 1433 1451"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当、概ね妥当との評価：約 80% 【12/15 施策】</li> <li>・見直しの検討、～が必須との評価：約 20% 【3/15 施策】</li> </ul> <p>※1: 約 70% 以上の意見を評価指標とした。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1451 644 1581"> <p>数値目標の達成度※2</p> </td> <td data-bbox="644 1451 1433 1581"> <p>約 44% の達成率 【8/18 目標】</p> <p>※2: 最終年度（令和 2 年度）の実績は見込みとした。</p> </td> </tr> </table> <p><b>2 計画の体系図及び体系項目</b></p> <p>資料 1 及び 2 のとおり</p> <p><b>3 計画の期間</b></p> <p>令和 3 年度から令和 1 2 年度までの 1 0 か年とし、社会的・自然的状況の変化に対応するため、中間年である令和 7 年度に見直しを行います。</p>		<p>基本施策の進行管理（外部評価※1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当、概ね妥当との評価：約 80% 【12/15 施策】</li> <li>・見直しの検討、～が必須との評価：約 20% 【3/15 施策】</li> </ul> <p>※1: 約 70% 以上の意見を評価指標とした。</p>	<p>数値目標の達成度※2</p>	<p>約 44% の達成率 【8/18 目標】</p> <p>※2: 最終年度（令和 2 年度）の実績は見込みとした。</p>
<p>基本施策の進行管理（外部評価※1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当、概ね妥当との評価：約 80% 【12/15 施策】</li> <li>・見直しの検討、～が必須との評価：約 20% 【3/15 施策】</li> </ul> <p>※1: 約 70% 以上の意見を評価指標とした。</p>					
<p>数値目標の達成度※2</p>	<p>約 44% の達成率 【8/18 目標】</p> <p>※2: 最終年度（令和 2 年度）の実績は見込みとした。</p>					

	<p><b>1 計画の検討機関</b></p> <p>庁内会議及び附属機関（秦野市環境審議会）を中心に協議を行っています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【庁内会議構成員（13名）】</b></p> <p>総合政策課長、防災課長、環境共生課長(委員長)、環境共生課森林里山担当課長、生活環境課長、環境資源対策課長、農業振興課長、観光振興課長、建設総務課長、まちづくり計画課長、経営総務課長、下水道施設課長、教育指導課長</p> </div> <p><b>2 計画の検討経過</b></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和元年 8月 6日</td> <td>令和元年度(第1回)秦野市環境審議会開催 ・ 秦野市環境基本計画(第3次計画)事務概要について(報告)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">9月13日</td> <td>令和元年度(第1回)秦野市環境基本計画庁内会議開催 ・ 秦野市環境基本計画(第3次計画)の策定について(協議)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">令和2年 1月</td> <td>各課照会実施 ・ 秦野市環境基本計画(第2次計画)後期基本計画の改定に係る進行管理</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2月25日</td> <td>令和元年度(第2回)秦野市環境審議会開催 ・ 第3次秦野市環境基本計画について(進行管理の評価)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4月27日</td> <td>令和2年度(第1回)秦野市環境基本計画庁内会議(書面開催) ・ 第3次秦野市環境基本計画について(審議会評価の公表等)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">7月16日</td> <td>令和2年度(第1回)秦野市環境審議会開催 ・ 第3次秦野市環境基本計画について(体系図等の協議)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">8月</td> <td>各課照会実施 ・ 基本施策、具体的取組及び数値目標の見直し等</td> </tr> </table>	令和元年 8月 6日	令和元年度(第1回)秦野市環境審議会開催 ・ 秦野市環境基本計画(第3次計画)事務概要について(報告)	9月13日	令和元年度(第1回)秦野市環境基本計画庁内会議開催 ・ 秦野市環境基本計画(第3次計画)の策定について(協議)	令和2年 1月	各課照会実施 ・ 秦野市環境基本計画(第2次計画)後期基本計画の改定に係る進行管理	2月25日	令和元年度(第2回)秦野市環境審議会開催 ・ 第3次秦野市環境基本計画について(進行管理の評価)	4月27日	令和2年度(第1回)秦野市環境基本計画庁内会議(書面開催) ・ 第3次秦野市環境基本計画について(審議会評価の公表等)	7月16日	令和2年度(第1回)秦野市環境審議会開催 ・ 第3次秦野市環境基本計画について(体系図等の協議)	8月	各課照会実施 ・ 基本施策、具体的取組及び数値目標の見直し等
令和元年 8月 6日	令和元年度(第1回)秦野市環境審議会開催 ・ 秦野市環境基本計画(第3次計画)事務概要について(報告)														
9月13日	令和元年度(第1回)秦野市環境基本計画庁内会議開催 ・ 秦野市環境基本計画(第3次計画)の策定について(協議)														
令和2年 1月	各課照会実施 ・ 秦野市環境基本計画(第2次計画)後期基本計画の改定に係る進行管理														
2月25日	令和元年度(第2回)秦野市環境審議会開催 ・ 第3次秦野市環境基本計画について(進行管理の評価)														
4月27日	令和2年度(第1回)秦野市環境基本計画庁内会議(書面開催) ・ 第3次秦野市環境基本計画について(審議会評価の公表等)														
7月16日	令和2年度(第1回)秦野市環境審議会開催 ・ 第3次秦野市環境基本計画について(体系図等の協議)														
8月	各課照会実施 ・ 基本施策、具体的取組及び数値目標の見直し等														
今後の進め方	事務スケジュール(資料3)のとおり														



**将来テーマ（調整中）**

新総合計画の都市像など関連計画との整合を図りながら、普遍的な考え方として決定する。（現計画からの大幅な改定は想定していない）

**社会潮流を踏まえた着眼ポイント（重点戦略の設定）**



気候変動への適応



**設定（新規）の背景**

気候変動や地球温暖化、海洋プラスチックなどのごみ問題や希少種の絶滅等による生物多様性の損失など、地球環境が直面している状況は、危機的な状況といっても過言ではなく、こうした地球規模の環境課題に対応するため国内外が推進している考え方に着眼し、それぞれが描く構想を重点戦略として施策に反映させ、課題解決に向けた姿勢と行動を示したものの。

**環境課題を横断的かつ持続的に捉えながら、各種の取組みを推進していく3つの視点**

はぐくむ

そなえる

つなげる

**設定（新規）の背景**

重点戦略はもとより、環境未来像を実現する基本施策を推進させ、豊かで良好な自然環境を持続可能な形で次世代に継承していくためには、環境課題を横断的かつ持続的に捉えることが重要である。よって「市・市民・事業者等が協働できる組織や仕組み、意識を『はぐくみ』、気候変動などによる地球環境への脅威や変化に的確に『そなえ』、秦野の環境や文化を守り持続可能な形で次世代に『つなげる』」の視点を基盤とし、関連する施策に取り組むもの。

**4つの望ましい環境未来像＋1つの環境未来像を支える事項**

資料2のとおり

**設定の背景**

現計画を引継いだもの。（体系順序や文言整理等の軽微な変更は除く）これらを実現する基本施策は、社会潮流（ex. 地球温暖化対策における「緩和」と「適応」）や体系の効率化（ex. 公害対策の一元化）を反映した施策数（15→12）に見直すもの。また、数値目標については、外部評価や達成状況を踏まえ、基本施策に対して1つの設定（18→12）を基本形として見直すもの。

**市・市民・事業者等との協働により展開される具体的取組**

数値目標の達成や適切な進行管理を図りながら、それぞれの望ましい環境未来像、並びに将来テーマの実現に取り組むもの。

旧【第2次計画】

新【第3次計画】

未来像		体系番号	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
森林や里地里山が広がる緑と水が豊かなまち ～自然共生社会の実現を目指して～		1	-
<b>基本施策</b>			
生物多様性の保全再生		1	4 - 関係人口等による多面的利用を想定し“持続的な利用”を追加。
<b>分類</b>			
1	1 緑地保全対策や緑地の創造	1	4 2 (同上)
	2 動植物の情報収集や保護対策	1	4 1
<b>基本施策</b>			
森林・里地里山の保全再生と活用		1	1 -
<b>分類</b>			
2	1 森林の維持・管理	1	1 1
	2 里地里山の維持管理・ふれあい空間づくり	1	2 2
<b>基本施策</b>			
農地の保全再生と活用		1	3 -
<b>分類</b>			
3	1 都市農業の推進	1	3 1
	2 体験農業の支援・育成	1	3 2
<b>基本施策</b>			
地下水・里川の保全と活用		1	2 -
<b>分類</b>			
4	1 地下水保全・活用、かん養対策	1	2 1
	2 生活・工場排水対策や河川水質汚濁防止・地下水浄化対策	1	2 2 “生活・工場排水対策”のみ、「典型7公害」として環境未来像の『4』に改編。
	3 土壌汚染防止対策	4	2 1 “典型7公害”として環境未来像の『4』に改編。

環境未来像	
森・水・緑の環を守り、育み、生かすまち ～共生型社会の実現を目指して～	
<b>基本施策</b>	
森林や里地里山の保全再生と利活用	
<b>分類</b>	
1	1 森林の維持管理
	2 里地里山の維持管理、ふれあい空間の創出
<b>基本施策</b>	
地下水や里川の保全と利活用	
<b>分類</b>	
2	1 地下水の保全と利活用
	2 河川や地下水の浄化
<b>基本施策</b>	
農地の保全再生と活用	
<b>分類</b>	
3	1 都市農業の推進
	2 体験農業の支援と育成
<b>基本施策</b>	
生物多様性の保全再生と持続可能な利用	
<b>分類</b>	
4	1 動植物の分布の把握
	2 生息環境の保全と持続可能な利用

未来像		体系番号	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち ～低炭素型社会の実現を目指して～		2	-
<b>基本施策</b>			
二酸化炭素の排出量削減		2	1 -
<b>分類</b>			
1	1 二酸化炭素の排出対策	2	1 1 より個別具体的な方策は、「地球温暖化対策実行計画（※R4. 施行）」において設定するため、本編では総論的な取組に留める。
	2 気候変動の影響への適応策	2	1 2
<b>基本施策</b>			
省資源・省エネルギーの推進、自然エネルギーの導入		2	2 -
<b>分類</b>			
2	1 省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入	2	2 1 分類を追加
		2	2 2
<b>基本施策</b>			
大気汚染対策		4	2 - “典型7公害”として、環境未来像の『4』に改編。
<b>分類</b>			
3	1 大気汚染対策	4	2 1 (同上)

環境未来像	
地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち ～脱炭素型社会の実現を目指して～	
<b>基本施策</b>	
地球温暖化対策の推進	
<b>分類</b>	
1	1 二酸化炭素排出量の削減【緩和策】
	2 気候変動に対する取組の強化【適応策】
<b>基本施策</b>	
省エネルギー行動の促進及びエネルギー転換の検討	
<b>分類</b>	
2	1 省エネルギーを意識した行動の促進
	2 再生可能エネルギーの導入と活用の検討

※(仮称)秦野市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編＋事務事業編の統合、その他関連する計画を包括）のこと

旧【第2次計画】

新【第3次計画】

未来像		体系番号	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
ごみの減量と資源循環を進め環境への負荷が小さいまち ～循環型社会の実現を目指して～		3	-
<b>基本施策</b>			
3 R (廃棄物の抑制・再利用・再資源化) の推進		3	1 -
<b>分類</b>			
1	1 廃棄物の発生源対策	3	1 1
	2 リサイクルシステムや拠点整備	3	1 3
<b>基本施策</b>			
3	廃棄物の適正処理	3	2 - “廃棄物の適正処理”の主な対象が産廃処理に関することのみであるため、美化施策に包括した分類に改編。
	<b>分類</b>		
2	1 分別収集の徹底や適正処理	3	2 1 (同上)
	2 再利用・資源化対策や生ごみの堆肥化の促進	3	1 2 3 R (リユース) に包含できるため改編。
<b>基本施策</b>			
3	環境美化推進	3	2 -
	<b>分類</b>		
1	1 ポイ捨てごみ対策や不法投棄対策	3	2 1
	2 美化活動の支援・促進や意識の啓発	3	2 2

環境未来像	
ごみの減量・資源の循環による環境負荷が小さいまち ～循環型社会の実現を目指して～	
<b>基本施策</b>	
3 R (発生抑制・再利用・再資源化) の推進	
<b>分類</b>	
3	1 1 廃棄物の発生と排出抑制
	2 再利用の促進及び生ごみの資源化
	3 リサイクルシステムの構築と拠点整備
<b>基本施策</b>	
ごみの散乱防止と環境美化の推進	
<b>分類</b>	
2	1 ポイ捨てごみ及び不法投棄対策と廃棄物の適正処理
	2 美化活動の支援と促進、意識の啓発

未来像		体系番号	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち ～快適な都市空間の実現を目指して～		4	-
<b>基本施策</b>			
うるおいやゆとりあるまちづくり		4	1 -
<b>分類</b>			
1	1 敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備	4	1 1
	2 計画的な土地利用の推進や快適な歩行者空間などの創出	4	1 2
<b>基本施策</b>			
4	歴史や文化的遺産の継承	4	2 -
	<b>分類</b>		
2	1 歴史的資源の保全対策やふれあいづくり	4	1 3 まちづくり(開発行為等)に配慮される取組であることから、基本施策「1」改編。
	2 伝統・文化の保全、継承・活用対策	4	1 3
<b>基本施策</b>			
3	公害対策	4	2 -
	<b>分類</b>		
3	1 悪臭防止対策	4	2 2
	2 騒音・振動対策	4	2 2 「典型7公害」として集約。
	3 有害化学物質の発生抑制対策や適正管理対策	4	2 3

環境未来像	
安全・安心・快適に暮らせるまち ～安全で快適な都市空間の実現を目指して～	
<b>基本施策</b>	
“うるおい”や“ゆとり”あるまちづくりの推進	
<b>分類</b>	
4	1 1 敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備
	2 計画的な土地利用による快適な都市整備の推進
	3 歴史や文化的遺産の継承
<b>基本施策</b>	
各種公害対策の推進	
<b>分類</b>	
2	1 大気、水質(河川及び地下水)及び土壌の保全対策の推進
	2 騒音、振動及び悪臭等の防止対策の推進
	3 化学物質等の環境リスク低減対策の推進

全体にかかる事項		体系番号	整理ポイント(文言整理など簡易的なものは除く)
環境学習などによる人材育成と協働・連携による推進体制づくり		5	-
<b>基本施策</b>			
環境教育・学習の場づくりや人材育成		5	1 - 未来像との重複した表現を見直し、環境に対する関心や理解を深め、行動への結びつけや仕組みづくりを目指す表現に修正。
<b>分類</b>			
5	1	1 行動するための知識や情報を身につける	5 1 1 分類を追加
			5 1 2
<b>基本施策</b>			
2	市民参加による推進体制づくり	5	2 1 基本施策「1」と同様
	<b>分類</b>		
2	1 環境活動の支援	5	1 2 基本施策「1」に改編。
	2 取組のPR	5	2 1
	3 推進体制づくり	5	1 2 基本施策「1」に改編。

環境未来像を支える事項		
協働で広げる多様な主体が輝く推進体制づくり		
<b>基本施策</b>		
学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成		
<b>分類</b>		
5	1	1 環境教育の充実
		2 環境配慮行動の促進と多様な活動の支援
<b>基本施策</b>		
環境情報の効果的な活用と充実		
<b>分類</b>		
2	1	情報の収集・発信・共有の強化

## 事務スケジュール

	事務局	環境審議会	庁内会議・各課照会	庁議等	市民意見
令和2年	4月		【4/27】 書面開催(庁内会議)		
	5月				
	6月				【6/24～30】 WEBアンケートの実施
	7月	【7/16】 体系骨子案の協議			
	8月		【8/14～31】 基本施策等の検討・整理(各課照会)		【8/13～9/18】 無作為抽出アンケートの実施(郵送による)
	9月	アンケート結果の集計・分析、反映作業			
	10月	【上旬】 計画素案の協議	【上旬】 計画素案の協議(庁内会議)	【10/9】 定例部長会議にて報告	
	11月	【11/中～12/中】 計画案の報告・意見聴取(書面)	【適宜】 計画案の確認・整理(各課照会)		
12月					
令和3年	1月		【適宜】 計画案の確認・整理(各課照会)	【1/4】 定例部長会議にて報告 【1/16】 議員連絡会にて報告	【1/中～2/中】 パブリックコメントの実施
	2月				
	3月	答申後、速やかに公表	【上旬～中旬】 諮問及び答申		

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年10月9日）

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>秦野市緑の基本計画の素案（生物多様性地域戦略の追加等）について</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>生物多様性基本法に基づき、「生物多様性地域戦略」を策定し、平成19年度から令和7年度を計画期間とする「秦野市緑の基本計画」に組み込むとともに、現計画の緑地等のデータについて時点修正を行うことについて、その方針及び今後のスケジュールについて報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p><b>1 秦野市緑の基本計画について（資料1）</b></p> <p>(1) 概要                  地域の実情に応じたきめ細かな緑のまちづくりを行うために策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。</p> <p>(2) 計画の位置づけ                  本市の最上位計画である「秦野市総合計画」に即し、都市計画に関する基本的な方針を示す「秦野市都市マスタープラン」及び環境施策の総合的な方針を示す「秦野市環境基本計画」と整合を図るとともに、各種関連計画と整合を図る計画としています。</p> <p>(3) 計画期間                  平成19年から令和7年</p> <p>(4) 計画の構成                  3章立てで、緑地の現状や緑地保全の各施策等をまとめています。</p> <p>(5) 改定する内容について                  ア 生物多様性地域戦略を策定し、緑の基本計画第4章に位置付けます。                  （生物生息環境の保全と関連の深い緑の基本計画との融合が認められています。）                  イ 各課所管の緑地等についてデータを最新に更新し、必要に応じ目標数値等見直しを図ります。（資料2）</p> <p><b>2 生物多様性地域戦略について</b></p> <p>(1) 策定の理由                  ア 地球温暖化への対応や、SDGsへの貢献など環境問題への関心が高まる中、身近な動植物の生息状況について知り、周知していくことは環境保全意識の啓発に大きな効果が期待できます。                  イ 策定中の総合計画や、環境基本計画にも生物多様性についての位置付けがあるため、その根拠となる戦略が必要です。</p>	

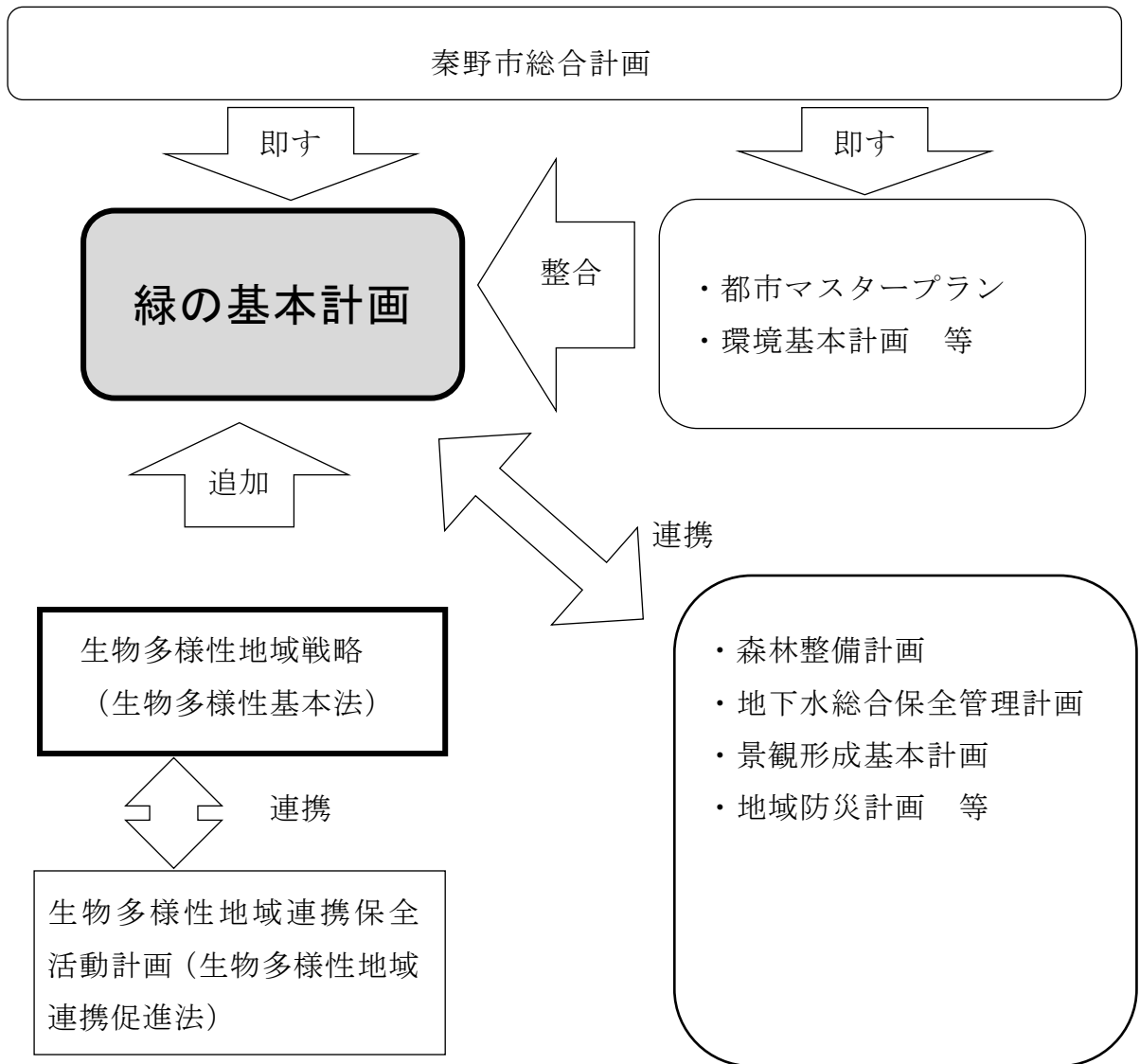
経過	<p>(2) 戦略の内容 (資料3) のとおり</p> <p><b>3 計画の検討機関</b>          秦野市環境審議会          その他、庁内会議や関係各課への意見照会を実施  <b>【関係各課（25課）】</b></p>
	<p>総合政策課、行政経営課、財産管理課、地域安全課、防災課、市民相談人権課、生涯学習課、スポーツ推進課、文化振興課、地域共生推進課、高齢介護課、保育こども園課、こども育成課、環境共生課、環境資源対策課、農業振興課、観光振興課、まちづくり計画課、開発指導課、建設総務課、公園課、経営総務課、下水道施設課、教育総務課、消防総務課</p>
経過	<p><b>4 計画の検討経過</b></p> <p>令和元年7月から 市内で生き物調査を開始（令和2年9月まで実施）</p> <p>平成29年9月13日 令和元年度(第1回)秦野市環境基本計画庁内会議開催          ・計画の改定について（協議）</p> <p>令和2年1月27日 各課照会          ・計画の改定に係る、実施状況一覧表について</p> <p>2月25日 令和元年度(第2回)秦野市環境審議会開催          ・計画の改定の中間報告</p> <p>7月16日 令和2年度(第1回)秦野市環境審議会開催          ・計画の体系図等について（協議）</p> <p>7月27日 各課照会実施          ・実施状況一覧表及び改定案について</p>
今後の進め方	<p>事務スケジュール（資料4） のとおり</p>



1 概要

市街地の拡大や産業の集積による都市化の進展に対して、身近にふれることのできる「緑」の減少を抑制し、本市が目指す都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向け、具体的に都市の緑や緑地の保全・再生・創出を行い、みどり豊かなまちづくりを総合的かつ効果的な施策の展開により推進していくため、平成20年3月に策定しました。

2 緑の基本計画の位置づけ



### 3 計画期間

- ・平成19年から令和7年（およそ20年間の長期計画）
- ・緑地の保全・再生・創出を推進する本計画は目標達成に時間を要するため、15年の中長期計画～20年の長期計画となっています。
- ・社会情勢等により必要に応じた見直しを図るとしてはいますが、当初計画からの見直しは行われていません。

### 4 今回の改定の概要

- (1) 生物多様性地域戦を策定し、緑の基本計画の第4章に位置付けます。
  - (2) 各課所管の緑地等についてデータを最新に更新し、目標数値等について必要に応じて見直しを図ります。（第1章～第3章）
- ※ 既定の計画部分については、長期的な視点に基づいて策定した当初計画の趣旨に鑑み、大幅な内容を変更するような改定ではなく、数値等の時点修正とします。（全体を総括した内容の変更は令和7年度）

### 5 計画の構成

【改定前】		【改定後】		
将来像	緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野	変更なし	将来像	緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野
第1章	【計画策定の考え】 計画の趣旨、目的、機関など 基本的な事項	⇒ 改定の趣旨等を追記	第1章	【計画策定の考え】 計画の趣旨、目的、機関など 基本的な事項
第2章	【緑の現状及び課題】 秦野市の「緑」と「みどり」 の現状を整理・把握し、その 課題を明らかにする	⇒ ・数値等の時点修正 ・字句の整理	第2章	【緑の現状及び課題】 秦野市の「緑」と「みどり」 の現状を整理・把握し、その 課題を明らかにする
第3章	【計画の推進】 将来像に向けて、緑の目標水 準及び配置計画を定め、計画 推進のための施策を示す	⇒ ・数値等の時点修正 ・字句、地区区分など の整理、修正	第3章	【計画の推進】 将来像に向けて、緑の目標水 準及び配置計画を定め、計画 推進のための施策を示す
		⇒ ・第4章追加	第4章	【生物多様性地域戦略】

# 秦野市緑の基本計画

# 資料1-1

将来像

緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野

計画期間中 継続

将来像

緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野

## 計画の体系【改定前】

第一章 計画策定の考え	
計画の趣旨、目的、機関など基本的な事項を示す	
1 計画の概要及び目的	・都市公園、緑地公園、都市緑化を統合する計画 ・緑の保全、再生、創造の目標方針を定める
2 計画の位置づけ	・市民、事業者、行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの指針 ・総合計画に即し、都市マスタープラン、環境基本計画に適合
3 計画の構成	・緑の現状と課題を整理し3章で構成
4 計画の期間	・平成19年から令和7年
5 「緑」と「みどり」の定義	・本計画の「緑」と「みどり」について

**【改定の視点】**  
 計画の概要及び目的に  
 ・生物多様性地域戦略を盛り込む目的等について説明する部分を追加する  
 ・数値等についての時点修正について説明する部分を追加する

## 計画の体系案【改定後】

第一章 計画策定の考え	
計画の趣旨、目的、機関など基本的な事項を示す	
1 計画の概要及び目的	・都市公園、緑地公園、都市緑化を統合する計画 ・緑の保全、再生、創造の目標方針を定める
2 計画の位置づけ	・市民、事業者、行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの指針 ・総合計画に即し、都市マスタープラン、環境基本計画に適合
3 計画の構成	・緑の現状と課題を整理し3章で構成
4 計画の期間	・平成19年から令和7年
5 「緑」と「みどり」の定義	・本計画の「緑」と「みどり」について

**【生物多様性地域戦略の目的を追加】**

## 第二章 緑の現況及び課題

「緑」と「みどり」の現況を整理、把握しその課題を明らかにする	
1 本市の概況	・市勢、自然など
2 みどりの現況	・丹沢山地、里地里山、水辺等
3 緑の現況	・緑被状況等
4 緑の課題	・保全、再生、創造における課題の整理

**【改定の視点】**  
 ・人口や平均気温など市勢の修正  
 ・緑地の現況に平成30年度を追加  
 ・課題の整理

## 第二章 緑の現況及び課題

「緑」と「みどり」の現況を整理、把握しその課題を明らかにする	
1 本市の概況	・市勢、自然など
2 みどりの現況	・丹沢山地、里地里山、水辺等
3 緑の現況	・緑被状況等
4 緑の課題	・保全、再生、創造における課題の整理

**【数値の更新、それを踏まえた課題等の整理】**

## 第三章 計画の推進

将来像に向けて緑の目標水準及び配置計画を定め、計画推進の施策を実施する	
1 計画の基本方針	基本方針に対する取組
(1) 緑を守ろう	樹林保全地区、里地里山の保全再生、農地の保全等
(2) 緑を創ろう	公園整備、緑化指導等
(3) 緑を知ろう	緑化啓発、環境学習等
(4) 緑を活かそう	生き物の里、くずはの家、里山ふれあいセンター
(5) 緑と暮らそう	公園里親制度、緑化ボランティア活動
2 緑地の保全及び緑化の目標	・緑地別(施設緑地、地域性緑地)の目標 ・里山の保全再生整備目標
3 緑地の配置計画(系統別)	・環境保全系統(自然の地形等に着目) ・景観形成系統(土地利用に着目) ・レクリエーション系統(人が集う場所に着目) ・防災系統(治山治水、避難地等に着目)
4 計画推進への施策	・各種緑地における整備方針と最終目標 ・重点的に緑化を図る地域の設定
5 地区別の方針	・地区ごとの現状、課題と整備方針
6 計画の推進に当たって	・市民、事業者が参加しやすい体制づくり

**【改定の視点】**  
 ・長期計画の趣旨より、当初計画を継続を原則とする(明らかに現状と整合しないものを修正する)  
 ・数値は平成30年度のデータを追加し、目標達成状況の進行管理とする  
 ・地区別の方針については「大根・鶴巻」を分割する

## 第三章 計画の推進

将来像に向けて緑の目標水準及び配置計画を定め、計画推進の施策を実施する	
1 計画の基本方針	基本方針に対する取組
(1) 緑を守ろう	樹林保全地区、里地里山の保全再生、農地の保全等
(2) 緑を創ろう	公園整備、緑化指導等
(3) 緑を知ろう	緑化啓発、環境学習等
(4) 緑を活かそう	生き物の里、くずはの家、里山ふれあいセンター
(5) 緑と暮らそう	公園里親制度、緑化ボランティア活動
2 緑地の保全及び緑化の目標	・緑地別(施設緑地、地域性緑地)の目標 ・里山の保全再生整備目標
3 緑地の配置計画(系統別)	・環境保全系統(自然の地形等に着目) ・景観形成系統(土地利用に着目) ・レクリエーション系統(人が集う場所に着目) ・防災系統(治山治水、避難地等に着目)
4 計画推進への施策	・各種緑地における整備方針と最終目標 ・重点的に緑化を図る地域の設定
5 地区別の方針	・地区ごとの現状、課題と整備方針
6 計画の推進に当たって	・市民、事業者が参加しやすい体制づくり

**【新たに平成30年度の数値を追加、内容の整合等について整理】**

**【改定の視点】**  
 ・新たに第4章として生物多様性地域戦略を追加する

## 第四章 生物多様性地域戦略

市域における生物の生息状況を把握し、保全・活用を図る	
1 生物生息状況の調査、分析	・雑木林、水田、河川、市街地の生物調査を実施 ・結果を分析し、本市の特性を把握
2 多様性保全への取組み	・生き物の里等の活用、環境学習の充実 ・特定外来生物への対応
3 戦略	・地域循環共生圏構築(地域と連携した取組みを推進、モデル地区の設定など)

関係各課が所管している施設等の緑地の現状把握(一部抜粋)

資料2

施設緑地種別	年次	平成18年						平成30年実績(今回更新)						目標年次(令和7年当初)						達成率		備考
		市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域の整備面積に対する達成率(%)	都市計画区域の整備面積に対する達成率(%)	
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人			
		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	
住区	街区公園	155	13.03	0.85	161	13.22	0.78	172	14.98	1.00	179	15.19	0.92	187	15.74	1.00	193	15.93	0.92	95.19	95.39	
	基幹公園	2	3.33	0.22	2	3.33	0.20	2	3.33	0.22	2	3.33	0.20	3	5.33	0.34	4	7.33	0.42	62.51	45.46	
公園	地区公園			0.00	1	6.82	0.40			0.00	1	6.82	0.41			0.00	3	17.82	1.03		38.28	
	都市基幹												0.00							0.00		
	運動公園	1	16.42	1.07	1	16.42	0.97	1	17.75	1.18	1	17.75	1.08	1	16.42	1.05	1	16.42	0.95	108.07	108.07	
	<b>基幹公園計</b>	158	32.79	2.15	165	39.80	2.36	175	36.07	2.40	183	43.10	2.61	191	37.49	2.39	201	57.51	3.33	96.20	74.95	
特殊公園	風致公園	1	0.66	0.04	1	0.66	0.04	1	0.66	0.04	1	0.66	0.04	1	0.66	0.04	1	0.66	0.04	100.00	100.00	
	動植物																					
	歴史公園	1	1.02	0.07	1	1.02	0.06	1	1.02	0.07	1	1.02	0.06	2	1.62	0.10	3	7.92	0.46	63.05	12.92	
	墓園																					
	その他																					
	広場公園																					
	広域公園				1	34.63	2.05				1	36.10	2.19				1	56.90	3.30		63.44	
	緩衝緑地																					
	都市緑地	10	13.72	0.90	10	13.72	0.81	12	25.05	1.67	12	25.05	1.52	10	13.72	0.87	10	13.72	0.79	182.56	182.56	
	緑道																					
	都市林																					
	国の設置によるもの																					
	<b>都市公園計</b>	170	48.20	3.15	178	89.84	5.33	189	62.81	4.19	198	105.94	6.42	204	53.50	3.41	216	136.71	7.92	117.40	77.49	
	公共施設緑地	118	104.72	6.85	190	319.72	18.97	102	100.24	6.68	186	294.43	17.84	112	103.48	6.60	184	332.73	19.27	96.86	88.49	
	<b>都市公園等合計</b>	288	152.92	10.01	368	409.57	24.30	291	163.04	10.87	384	400.36	24.26	316	156.98	10.01	400	469.45	27.19	103.86	85.28	
	民間施設緑地	457	50.98	3.34	500	343.08	20.35	886	69.69	4.65	937	365.27	22.14	1298	67.57	4.31	1557	362.94	21.02	103.14	100.64	
	<b>施設緑地計</b>	745	203.90	13.34	868	752.65	44.65	1177	232.73	15.52	1321	765.63	46.40	1614	224.55	14.31	1957	832.39	48.22	103.64	91.98	
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区													2	17.77	1.13	3	27.67	1.60	0.00	0.00	
	風致地区																					
	生産緑地地区	713	107.00	7.00	713	107.00	6.35	670	100.80	6.72	670	100.80	6.11	665	100.00	6.37	665	100.00	5.79	100.80	100.80	
	その他法によるもの	0	0.00	0.00	3	8,393.69	497.91	0	0.00	0.00	3	7,719.58	467.85	0	0.00	0.00	3	8,318.19	481.85		92.80	
	<b>法によるもの計</b>	713	107.00	7.00	716	8,500.69	504.26	670	100.80	6.72	673	7,820.38	473.96	667	117.77	7.51	671	8,445.86	489.25	85.59	92.59	
	緑地協定																					
	条例等によるもの	25	25.52	1.67	31	476.24	28.25	22	24.73	1.65	32	476.63	28.89	24	19.96	1.27	37	477.48	27.66	123.90	99.82	
<b>小計</b>	738	132.52	8.67	747	8,976.93	532.51	692	125.53	8.37	705	8,297.01	502.85	691	137.73	8.78	708	8,923.34	516.91	91.14	92.98		
	地域制緑地間の重複				2,009.82	119.22					2,009.82	121.81					2,009.82	116.42		100.00		
	<b>地域制緑地計</b>	738	132.52	8.67	747	6,967.11	413.28	692	125.53	8.37	705	6,287.19	381.04	691	137.73	8.78	708	6,913.52	400.48	91.14	90.94	
	施設・地域制緑地間の重複				3	99.34	5.89				4	100.97	6.12			0.00	6	127.37	7.38		79.27	
	<b>緑地総計</b>	1483	336.42	22.01	1612	7,620.42	452.04	1869	358.26	23.88	2022	6,951.85	421.32	2305	362.28	23.09	2659	7,618.53	441.32	98.89	91.25	
人口	市街化区域人口			153	千人						150	千人						157	千人			
	都市計画区域人口			169	千人						165	千人						173	千人			
面積	市街化区域面積			2,437	ha						2,438	ha						2,467	ha			
	都市計画区域面積			10,361	ha						10,361	ha						10,361	ha			
緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合			13.80	%						14.69	%						14.68	%			
	都市計画区域面積に対する割合			73.55	%						67.10	%						73.53	%			
都市公園等の目標水準(住民一人当たりの面積)	都市公園			5.33	㎡/人						6.42	㎡/人						7.92	㎡/人			
	都市公園等			24.30	㎡/人						24.26	㎡/人						27.19	㎡/人			

※現況(H18)は、年度末(H19.3)のものを使用。

## 1 生物多様性の定義

様々な生態系が存在すること、並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。（「生物多様性基本法」）

地球上の様々な生物が生息しており、直接あるいは間接的に関連しあいながら生態系の一部として共生しています。個々の生物の豊かな個性と、つながりにより生態系が成り立っています。

## 2 生物多様性地域戦略策定の目標

- (1) 地域の特性に応じた生物多様性の保全
- (2) 生物多様性の理解と保全行動の促進

## 3 策定の手法

- (1) 市内各所の水田、雑木林など23か所、公園、神社など市街地における緑地10か所、5つの河川の上流と中下流域で指標生物<sup>※1</sup>の有無等を調査し、生物の生息状況を把握し、結果をもとに読み取れる環境の現状や課題を整理します。

※1：平成26年3月に作成した「秦野市生物多様性地域連携保全活動計画」でも活用された指標

生物を参考とし、水田、雑木林の動植物ごとにそれぞれ30種を選定。河川の指標生物は、相模川及び酒匂川水系で施されている「神奈川県民参加型調査」の動植物を参考に67種を選定。

- (2) 緑の基本計画や環境基本計画等と整合を図りながら、生物多様性の理解と保全行動につながる施策の抽出を行います。（生き物の里やエコスクールによる環境学習等を想定）

## 4 計画期間、戦略

緑の基本計画に含むため、令和7年度に改定するものとし、次回も同地点での生物調査を実施します。実態把握により、本来あるべき生物の多様性を保全する方向性等を定め、里山環境など地域資源を生かした本市の取組みの魅力向上、地域活性化につなげていきたいと考えています。（地域循環共生圏構築への貢献）

また、生物多様性の保全はSDGsの目標6「水の保全」、目標13「気候変動」、目標15「陸の生態系」につながるとともに、誰でも参加できる取組みとして、広く市民への意識啓発につなげていきたいと考えます。

事務スケジュール

	事務局	環境審議会	庁内会議・各課照会	庁議等	市民意見	
令和2年	4月					
	5月					
	6月					
	7月	生き物調査【R1.7月～R2.9月実施】	【7/16】 体系図等の協議	【7/27】 改定案について関係各課照会(2回目) ※1回目照会はR1.1.27		
	8月	関係各課意見取りまとめ				
	9月					
	10月	生き物調査とりまとめ	【上旬】 計画素案の協議	【上旬】 計画素案の協議(庁内会議)	【10/9】 定例部長会議にて報告	
	11月		【11/中～12/中】 計画案の報告・意見聴取(書面)	【適宜】 計画案の確認・整理(各課照会)	【10～11月】 生き物調査の結果について、有識者照会	
12月						
令和3年	1月		【適宜】 計画案の確認・整理(各課照会)	【1/4】 定例部長会議にて報告	【1/中～2/中】 パブリックコメントの実施	
	2月			【1/16】 議員連絡会にて報告		
	3月	答申後、速やかに公表	【上旬～中旬】 諮問及び答申			

## 部長会議付議事案書（報告）

(令和2年10月9日)

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

事案名	秦野市地下水総合保全管理計画素案について	有 資料 無
提案趣旨	<p>秦野市地下水総合保全管理計画（平成15年策定、平成24年改定）が、令和2年度に計画年限を迎えるに当たり、今年度は、令和3年度を始期とする計画に改定し、現施策の評価、検証と新たな着眼点を追加するため、その概要と今後のスケジュールについて報告するものです。</p>	
概要	<p>1 計画改定の背景、ポイント</p> <p>本計画は、平成26年に施行された水循環基本法に規定される流域水循環計画に認定され、本市独自の計画から法の求める要件を備えた計画へと位置付けられました。また、平成29年から令和元年にかけて行った地質調査により、浅部滞水層と深部滞水層の2層構造とする新たな水循環モデルが構築されました。</p> <p>このような変化がある中、市民共有の財産である地下水を守り育て、将来にわたって利活用していくための施策を推進しつつ、持続可能な水循環の創造と新たな地下水の利活用を図るため、改定するものです。</p> <p>改定のポイントとしては、従前の地下水汚染対策、水資源管理等の行政主導の施策から、持続可能な地域づくりを目指し、市民との協働、連携を重要視した、市民力を生かした施策を実施します。</p> <p>2 計画の概要</p> <p>資料1及び2のとおり</p> <p>3 計画期間</p> <p>令和3年度から令和12年度</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経過</p>	<p>1 計画の検討機関</p> <p>(1) 秦野市地下水保全審議会</p> <p>(2) 秦野市地下水総合保全管理計画改定に関する庁内会議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【構成員】</b></p> <p>総合政策課長、防災課長、環境共生課長、環境共生課森林里山担当課長、農業振興課長、観光振興課長、まちづくり計画課長、建設総務課長、国県事業推進課長、経営総務課長、水道施設課長、教育総務課長、教育指導課長</p> </div> <p>2 計画の検討経過</p> <p>令和2年 2月 地下水総合保全管理計画改定に関する庁内会議開催。</p> <p style="padding-left: 40px;">3月 地下水保全審議会委員に資料送付。</p> <p style="padding-left: 40px;">7月 地下水保全審議会開催。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の進め方</p>	<p>資料3のとおり</p>



秦野市地下水総合保全管理計画

現行計画目標
「健全で持続可能な水循環の創造」
秦野名水の保全と利活用 ～名水百選「秦野盆地湧水群」の保全と利活用～
安定的な水収支 ～豊かな地下水と地下水盆の保全～
安全な地下水 ～飲料水として安全な地下水の供給～

継 続

地下水は、「水」として循環している一連の流れの一部であることから、蒸発→降水→表流水・地下水形成→流出のプロセスである水循環を健全な状態に保ち、将来にわたって持続的に利活用していくことを目標とします。

新計画目標
「健全で持続可能な水循環の創造」
秦野名水の保全と利活用 ～名水百選「秦野盆地湧水群」の保全と「秦野名水」の利活用～
安定的な水収支 ～豊かな地下水と地下水盆の保全～
安全な地下水 ～飲料水として安全な地下水の供給～

現計画取組み		施策の方向	
I 豊かな地下水の創造に向けて	1 健全な水循環の創造	ア 秦野盆地の水収支	水収支バランスの均衡化、地下水位の監視
		イ 秦野盆地の水収支水源林の保全と農業の持つ多面的機能	森林の持つ多様な機能の維持向上、農業の持つ多面的機能の促進
		ウ 地盤沈下と軟弱地帯対策	軟弱地帯対策の推進
		エ 温泉資源の保護	温泉資源の保護
		オ 節水	公共施設における節水、市民及び事業者による節水、節水啓発
	2 安全な地下水の確保	ア 有機塩素系化合物による地下水汚染と浄化	地下水汚染の浄化、新たな汚染の未然防止
		イ 水道水源としての地下水	安全・おいしい水道水の供給、新規水源の開発
		ウ 災害時の活用	災害時における水に関する危機管理
		エ その他の地下水汚染対策	新たな地下水汚染の未然防止
		II 地下水と親しむ	ア 名水百選と湧水の保全
イ 地下水を身近に感じられる親水施設の整備	親水施設の整備、生態系に配慮した水辺環境の創造		
ウ 水環境教育の推進	地下水に対する市民意識の高揚		
エ 市民共有の財産にふさわしい利活用	名水の利活用		
III 地区特性への配慮		それぞれの地区の特性に十分配慮する。	

継 続 ・ 新 規

改定のポイント  
従前の地下水汚染対策、水資源管理等の行政主導の施策から、持続可能な地域づくりを目指し、市民との協働、連携を重要視した、市民力を生かした施策を実施します。

現計画の評価  
・数値（H23年度～R元年度平均）  
・水収支：10,655m<sup>3</sup>/日（目標値：地下水黒字収支）  
・監視基準井戸水頭標高：122.2m（目標値：117m以上）

・個別施策（81件）実績と所管課による自己評価  
A 現状維持 60件（74%）  
B 強化継続 13件（16%）  
C 事業縮小 8件（10%）  
※ A：施策に効果が認められるため現状の施策を推進するもの  
B：現状の施策では効果が不十分のため、内容の充実を図るもの  
C：事業のスリム化の観点から縮小しても現状と同等の効果が得られるもの。

課題の整理  
施策の評価から、個別の課題を抽出し、新計画へ反映する。

はだの水循環モデルの構築  
各種調査を基に、新モデルを構築する。  
・長尺ボーリング  
・微動アレイ探査  
・水源調査ボーリング  
・水質調査

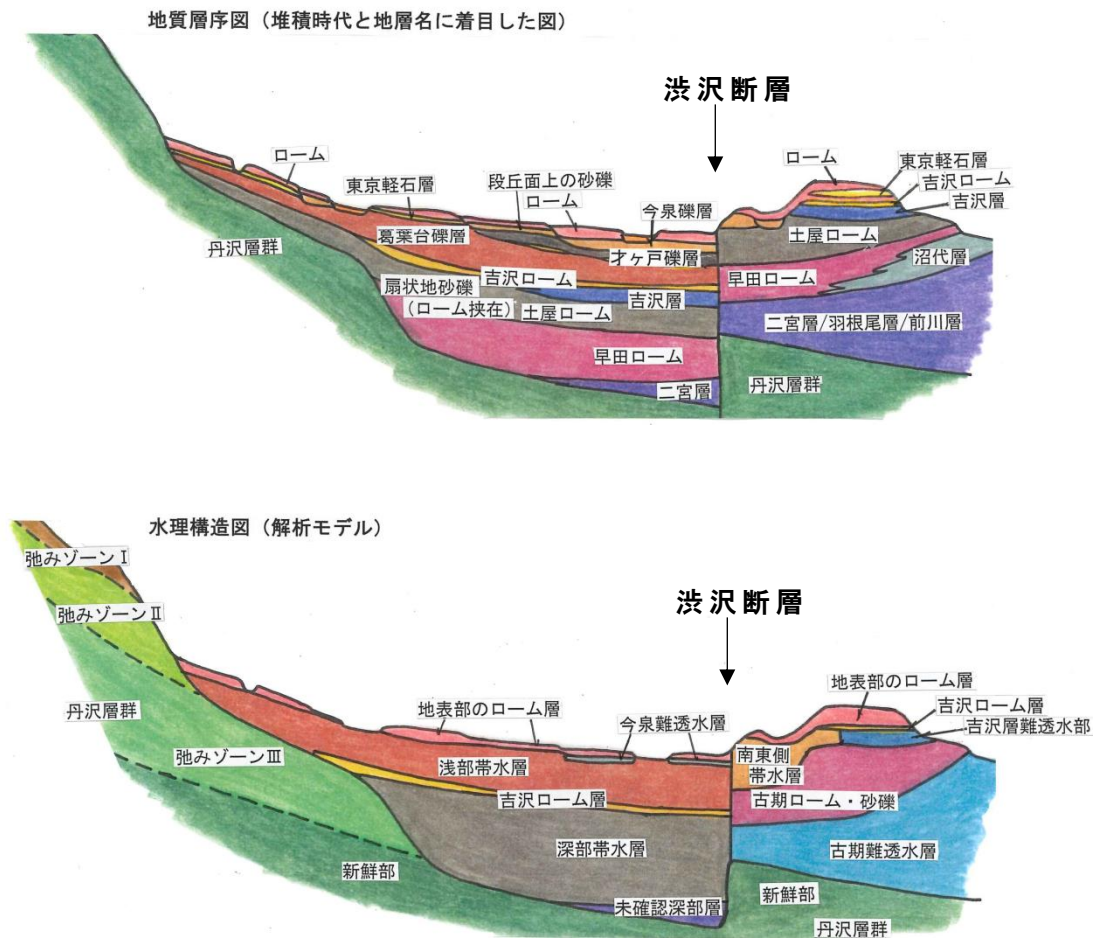
新計画取組み		施策の方向	現行計画対応項目
I 地下水をマネジメントする（新規）	1 はだの水循環モデル（新規）	既往の旧モデルを一新した2層構造の帯水層を持つ地下水盆の水循環モデルを構築する。	
	2 秦野盆地の地下水賦存量（新規）	新しいはだの水循環モデルに基づく賦存量を算出する。	
	3 秦野盆地の地下水収支（継続）	地表面での水の出入り（かん養と流出）を検証し、水資源（地下水）を管理する。目標値：地下水黒字収支	I-1-ア
	4 秦野盆地の地下水水位（継続）	水資源管理の指標とする監視基準井戸の地下水位を監視する。目標値：監視基準井戸水頭標高117m以上	I-1-ア
	5 地下水の浄化（継続・新規）	有機塩素系化学物質による汚染が残っている水無川左岸において、浄化事業を継続している汚染源の浄化を行う。また、新規に、汚染の拡散影響の減衰をシミュレーションする。目標値：浄化目標値達成	I-2-ア
II 秦野名水名人とともに（新規）	1 使う名人（新規）	湧水や地下水を使い、秦野名水を生かす。 事例：水道水源、災害時協力井戸、親水施設	I-2-イ, I-2-ウ II-ア, II-イ, II-エ
	2 守る名人（新規）	地下水や湧水を守り、地下水の保全を推進する。 事例：市民による保全、地下水マネジメント、地下水浄化事業	I-1-ア, I-1-ウ I-1-エ, I-1-オ I-2-ア, I-2-エ
	3 育てる名人（新規）	限りある資源である地下水を育てていく。 事例：水源林の保全再生、人工かん養事業	I-1-イ
	4 伝える名人（新規）	秦野名水を後世等に伝えることを目的とする。 事例：秦野名水名人講座、はだのエコスクール	II-ウ
	5 秦野名水名人講座・秦野名水名人講（新規）	名人講座：市民力を生かした名人講を実現するための講座。 名人講：市民力を生かした伝える名人。名人講座修了者で構成。	
III 地区特性への配慮（継続）		それぞれの地区の特性に十分配慮する。	III

新たな水理地質構造モデル

地質調査ボーリング、水源調査ボーリング、微動アレイ探査により得られた情報から、地下水盆を支える基盤岩の形状は、複数の断層の影響を受けており、最深部では地下約 480m にも達することが分かりました。

また、従前の地下水盆の底とされていた地下約 100~150m 付近には、広い範囲に遮水層として機能している吉沢ローム層があり、さらに、地下水盆はこの遮水層を境として浅部帯水層と深部帯水層の 2 層に分けられることが分かりました。

本計画においては、最新の地盤情報を用いて、地質層序とは別に、堆積物の種別と透水性に着目した水理構造を組み立て、既往の旧モデルを一新した 2 層構造の帯水層を持つ水理地質構造モデルを構築しました。



秦野盆地の水理地質構造の組立て

## 事務スケジュール

	事務局	地下水保全審議会	庁内会議・各課照会	庁議等	市民意見	
令和2年	10月	【下旬】 計画素案の作成		【下旬】 各課照会	【10/9】 定例部長会議にて報告	
	11月		【下旬】 開催 計画案の諮問	【適宜】 計画案の確認・整理(各課照会)		
	12月	【下旬】 計画案の作成				
令和3年	1月				【1/4】 定例部長会議にて報告 【1/16】 議員連絡会にて報告	【1/中～2/中】 パブリックコメントの実施
	2月					
	3月	【下旬】 答申後、速やかに公表	【中旬】 開催 答申			

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和2年10月9日）

提案課名 スポーツ推進課

報告者名 北口 慶太

事案名	栃窪スポーツ広場の整備案について		資料 <input checked="" type="checkbox"/>
提案趣旨	平成31年4月3日、栃窪自治会から栃窪スポーツ広場の活用に係る『「いきいき秦野」づくり提言書』が提出されたことを受け、栃窪自治会や庁内関係課と協議を重ね、取りまとめた「栃窪スポーツ広場整備方針（令和元年8月21日策定）」に基づき、次のとおり栃窪スポーツ広場の整備を行うものです。		
概要	<p>1 ゲートの開放及び車止めの設置 ハイカーなどが気軽に立ち寄り、憩いの場としての利用できるよう、常時閉鎖していたゲートを開放します。あわせて、不法投棄などを防止するため、車止めを設置します。</p> <p>2 休憩所の設置 ハイカーの休憩場所やレクリエーション使用を前提として、ベンチ8基、水飲み場を設置するとともに、老朽化したトイレを撤去し、仮設トイレを設置します。また、渋沢丘陵のハイキングコース中にある道標に施設への案内を追加します。</p> <p>3 グラウンド関係の整備 破損したフェンスの改修とグラウンド内にあるマンホールの対策処理を行います。</p>		
経過	平成31年4月	3日	栃窪自治会から『「いきいき秦野」づくり提言書』を受理
	〃	5日	第1回栃窪自治会との打合せ
	〃	25日	第1回庁内検討委員会
	令和元年5月	13日	第2回栃窪自治会との打合せ
	〃	7月1日	第2回庁内検討委員会
	〃	10日	第3回栃窪自治会との打合せ
	〃	8月21日	栃窪スポーツ広場整備方針策定
		12月16日	第4回栃窪自治会との打合せ
	令和2年6月	26日	第5回栃窪自治会との打合せ
今後の進め方	<p>1 栃窪スポーツ広場整備工事</p> <p>令和2年11月2日（予定） 入札開始日</p> <p>〃 11月16日（予定） 契約日</p> <p>令和3年2月28日（予定） 工期末</p> <p>〃 3月上旬（予定） 供用開始</p> <p>2 今後の方針について 各スポーツ広場の在り方や有効活用について庁内で検討していきます。</p>		

栢窪スポーツ広場の整備概略図

(令和2年10月 スポーツ推進課作成)

老朽化トイレの撤去 水飲み場設置



道標に栢窪スポーツ広場を追加

震生湖～頭高山ハイキングルート



ゲートは常時開放します。



マンホール補修



栢窪スポーツ広場

老朽化トイレの撤去・仮設トイレの設置

車止めの設置



昨年の台風で倒れたフェンスの撤去・設置



令和3年度以降ハイキングルートとして整備  
ルート先の取水場の活用を検討

ベンチ設置



## 栃窪スポーツ広場整備方針について

(令和元年8月21日 スポーツ推進課)

### 1 経緯等

栃窪スポーツ広場は、一般廃棄物最終処分場として、昭和58年10月から平成5年3月まで埋立てが行われたものである。平成10年4月からスポーツ広場として利用を開始し、平成16年8月に処分場廃止届を県へ提出した。

### 2 スポーツ広場の位置づけ

秦野市スポーツ広場の利用等に関する要綱（平成13年6月25日施行）に基づき、公の施設としての位置づけではなく、本来目的以外の利用として臨時的に市民がスポーツ・レクリエーションの場として活用できるようにするもの。その意義として、同要綱第2条に「スポーツ広場は、地方自治法に規定する公の施設ではなく、本市のスポーツ・レクリエーション人口の増加に伴う施設設置の需要の増大に対応するため、臨時的に市民がスポーツ・レクリエーションの場として利用できるようにし、その福祉に役立てられるものとする」と定めている。

### 3 利用状況

年度	利用人数	(参考) 末広自由広場
平成26年度	725人	7,563人
平成27年度	782人	9,343人
平成28年度	532人	9,665人
平成29年度	415人	14,515人
平成30年度	548人	10,367人

他のスポーツ広場に比べ極端に利用人数が少ない。その理由としては次の点があげられる。ただし、最近ドローンの練習場としての利用が増えている。

- (1) 土地が不整形であり、サッカーなどの競技スペースがとりにくい。
- (2) 防球ネットがなく、野球などではボールが敷地外に飛んでしまうため、利用できる種目が限定されてしまう。
- (3) 地理的に車を使用しなくては利用が難しい。

- (4) 敷地が広く、手入れが行き届かず、グラウンドが荒れている。利用人数が少ないこともあり、グラウンドにすぐに草が生えてしまう。
- (5) 最終処分場の空気抜きのためのマンホールが中央部に数か所あり、危険

#### 4 栃窪スポーツ広場の整備方針

今後策定する「秦野市スポーツ推進計画」及び「秦野市スポーツ施設ストック最適化計画」（両計画とも令和3年度スタート）により、市全体のスポーツ施設の需要を見極めながら整備の位置付けを行う。

費用対効果を考えれば、多目的なスポーツ利用ができる広場としての活用が現実的。スポーツ利用だけでなく、レクリエーションでの利用も検討する必要がある。

#### 5 暫定の整備計画

計画の策定は令和元年度及び2年度の2年間をかけて行い、計画の実行は令和3年度以降となるため、その間、次のとおり必要なものを整備していく。

##### (1) ゲートの開放及び車止めの設置

人が入らないため、荒れてしまう面もあるため、ハイカーなどが立ち寄れる憩いの場としての利用を認め、ゲートを開放する。ただし、敷地が広いこと、人の目が届かない場所が多くあることなどから、犯罪防止のため、車止めを設置し、専用使用以外での車の立ち入りをできないようにする。また、ゲートの開放は、試行期間を経て行うものとし、試行期間の状況を見て最終的に判断する。

##### (2) 休憩所の設置

ハイカーやレクリエーション使用を前提として、ベンチを設置する。広場入口付近に2基、植樹場所付近に2基を目安に設置を順次進める。

広場周辺の修景は、自治会にお願いする。※草刈など可能な範囲で行う。四阿などは、広場の整備方針が決定した後に検討を行う。

##### (3) 自治会利用の支援

栃窪自治会主催事業を支援するため、自治会に広場の貸し出しを行う。利用に当たっては協定などあらかじめ約束事を定めておく。

##### (4) トイレの改修

本格的なトイレの設置は、広場の整備方針が決定した後となるが、現在の仮設トイレについて、水洗化を図るなど、予算要求を行う。



秦野市長

平成31年3月27日

高橋 昌和 様

「柘窪スポーツ広場」の活用について

「いきいき秦野」づくり 提言書

柘窪自治会 会長  
土田 正幸



「柘窪スポーツ広場」は、かつて廃棄物最終処分場でしたが 青少年スポーツ施設として一時は明るく子供たちの元気な声が聞こえていました。

しかし、現在は利用者も少なく グラウンドは雑草が伸び放題で雨上がりはぬかるみ 使用者の監督指導員からは、「ここは練習場所にならない」と酷評されています。

市は、こうした実態に目をつぶり、当初のイメージのまま管理監督の責任を果たしている と誤解している。(スポーツ振興部門、環境管理部門、森づくり部門)

いま、「いのちの森づくり」として出雲大社主導により、スポーツ広場南斜面の土手を 柘窪住民有志がボランティアで整備し、3000本の植樹事業を後押ししています。

(4月14日 植樹祭 予定)

秦野市からの助成がないまま、柘窪自治会有志(御嶽会)は 村おこしの一助になれば と、老体にムチ打ち植樹畑を整備してきた。(延べ200名参加)

愛する秦野の市長に下記 一言提言申し上げます。

- 1 震生湖街道を秦野市の観光スポットとして、胸をはって誇れる「いのちの森」づくりに 市の関連全部署を結集した行政の姿を見せて欲しい。
- 2 植樹祭後は、ハイキングコースのビュースポットとして、スポーツ広場を開放し 富士山を望み植えた山桜などの下で昼食していただくなど「いのちの森」のビジョンをお示し願いたい。
- 3 民間主導で開拓した「いのちの森」の維持管理は地元の柘窪と連携し、「いきいき秦野」づくりを秦野市と協力していきたい。

以上



## 部長会議付議事案書（報告）

（令和2年10月9日）

提案課名 交通住宅課

報告者名 橋本 修

事案名	第2期秦野市空家等対策計画（案）について	有 資料 無
提案趣旨	<p>平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村の責務として、「空家等対策計画」を作成し、その対策を講じることが位置付けられたことから、本市においても空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年に第1期計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、空家等対策に取り組んできました。</p> <p>今後も、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来等に伴い、更に空家が増加していくことが予想され、より一層対策を推進していく必要があることから、第2期計画を策定するものです。</p>	
概要	<p><b>1 計画期間</b></p> <p>令和3年度から令和7年度までの5か年とし、社会情勢の変化や国の施策に応じて適宜見直しを行います。</p> <p><b>2 計画の構成</b></p> <p>第1章 計画の目的と位置付け  第2章 空家の現状と課題（実態把握調査結果、これまでの取組）  第3章 空家等対策の基本的な方針（各主体の責務・役割、実施体制）  第4章 具体的な施策（管理不全空家等対策、活用促進策、発生予防策）  第5章 達成目標</p> <p><b>3 計画の策定機関</b></p> <p>庁内検討会及び附属機関（秦野市空家等対策審議会）を中心に協議を行います。</p> <p>【庁内検討会構成課（14課）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 総合政策課、資産税課、市民活動支援課、地域安全課、防災課、市民相談人権課、環境資源対策課、生活環境課、まちづくり計画課、交通住宅課、開発指導課、建築指導課、建設総務課、予防課 </div>	

経過	令和2年7月	空家等対策庁内検討会	計画骨子（案）協議
	〃	空家等対策審議会	計画骨子（案）審議
	〃	庁内関係課	計画骨子（案）意見照会
	令和2年9月	庁内各課等	計画（案）意見照会
今後の進め方	令和2年10月16日	議員連絡会にて報告（意見聴取：11月20日まで）	
	〃 10月20日	パブリック・コメントの実施（意見募集：11月19日まで、広報はだの10月15日号掲載）	
	〃 11月	空家等対策審議会	計画（案）協議
	〃 12月	空家等対策庁内検討会	計画（案）協議
	令和3年 1月	空家等対策審議会	諮問・答申
	〃 3月	計画策定	

## 第 2 期秦野市空家等対策計画（案）の概要

令和 2 年 1 0 月 9 日

交通住宅課作成

## 1 目的

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的とします。

## 2 基本方針

令和元年度に実施した実態調査結果を踏まえ、空家等の各状態に応じた対策として、「管理不全空家等対策」、「活用促進策」、「発生予防策」の 3 本柱で空家等対策を進めます。

## 3 主な施策

## (1) 管理不全空家等対策

ア 「秦野市空家等の適正管理に関する条例（仮称）（以下「空家条例」という。）」に基づく措置

イ 「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）」に基づく特定空家等に対する措置

ウ 管理代行事業者と連携した所有者等への支援

## (2) 活用促進策

ア 不動産関係団体と連携した空家バンクの運営

イ 地域活動拠点等の公益的な活用の推進

ウ 新たな活用ニーズ検証のためのモデル事業の実施

## (3) 発生予防策

ア 周知・啓発の充実

イ 専門家団体等と連携した相談・講座の実施

ウ 既存住宅の長寿命化の推進

## 4 達成目標

計画の進捗状況をモニタリングするため、定量的な目標を設定します。

## (1) 目標指標

管理不全空家等の改善率

## (2) 定義

管理不全空家等に対して、空家法や空家条例に基づく措置等を行った空家等のうち、状態が改善された空家等の割合

## (3) 従前値（基準値）と目標値

令和元年度の改善率60%を従前値（基準値）とし、計画期間5年間で毎年度2ポイント上昇させ、計画最終年度である令和7年度に70%とすることを目標とします。

## (4) 進捗管理

各年度終了時に進捗状況を管理し、施策効果を検証するとともに、必要に応じ、計画の見直しを検討します。

---

## <空家条例の制定について>

### 1 趣旨

空家法では、「特定空家等」以外の空家等に対する指導規定や安全を確保するための緊急措置規定等がなく、管理不全空家等に対して十分な対応ができないことから、空家法を補完する条例の制定を目指すものです。

### 2 今後のスケジュール

令和2年12月 空家等対策庁内検討会

令和3年 1月 政策会議

空家等対策審議会

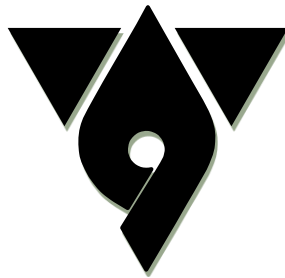
〃 3月 第1回定例会上程

条例制定

〃 6月 条例施行

# 第2期 秦野市空家等対策計画（案）

（令和3年度～令和7年度）



秦 野 市

# 目 次

## 第1章 計画の目的と位置付け

1-1	計画策定の背景	1
1-2	目的	1
1-3	計画の位置付け	2
1-4	計画期間	2

## 第2章 空家の現状と課題

2-1	本市住宅の特徴	3
(1)	住宅の状況	3
(2)	住宅数の推移	4
2-2	本市の空家の特徴	
(1)	空家数の推移	4
(2)	空家の特徴	6
2-3	空家実態調査結果	7
(1)	調査目的	7
(2)	調査対象区域	7
(3)	調査対象数	7
(4)	調査期間	7
(5)	調査内容	8
(6)	調査結果	8
2-4	空家等の主な発生要因	11
2-5	これまでの主な取組	12
(1)	管理不全空家等に関する対策	12
(2)	空家等の活用に関する対策	13
2-6	課題	14
(1)	管理不全空家等の所有者等への指導	14
(2)	緊急時の対応	14
(3)	所有者不明の空家等	14

## 第3章 空家等対策の基本的な方針

3-1	基本的な方針	15
(1)	管理不全空家等対策	15
(2)	活用促進策	15
(3)	発生予防策	15
3-2	対象とする区域	16
3-3	対象とする空家等の種類	16
3-4	空家等の調査	17
(1)	実態調査による現状	17
(2)	データベースの整備と地理情報システムの活用	17
(3)	所有者の調査	17

3-5	空家等対策の責務・役割	17
(1)	所有者等の責務	17
(2)	市の責務	17
(3)	市民の役割	18
3-6	空家等対策の実施体制	18
(1)	秦野市空家等対策庁内検討会	18
(2)	秦野市空家等対策審議会	18

#### 第4章 具体的な施策

4-1	管理不全空家等対策	21
(1)	空家法第12条に基づく情報の提供、助言等	21
(2)	「秦野市空家等の適正管理に関する条例（予定）」に基づく措置	21
(3)	空家法に基づく特定空家等に対する措置	21
(4)	管理が困難な所有者等の支援	25
(5)	周知・啓発の充実	25
(6)	所有者等への適正管理に関する支援制度の検討	25
4-2	活用促進策	26
(1)	不動産関係団体と連携した空家バンクの運営	26
(2)	専門家団体等と連携した相談・講座の実施	27
(3)	特定非営利活動法人等と連携した課題等の解決	27
(4)	地域活動拠点等の公益的な活用の推進	27
(5)	新たな活用ニーズ検証のためのモデル事業の実施	27
(6)	活用の促進に関する支援制度の検討	27
4-3	発生予防策	27
(1)	周知・啓発の充実	27
(2)	専門家団体等と連携した相談・講座の実施	28
(3)	既存住宅の長寿命化の推進	28

#### 第5章 達成目標

5-1	目標の設定	29
5-2	進捗管理	29

## 第1章 計画の目的と位置付け

### 1-1 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化の進展等により、全国的に空家が増加傾向にあります。また、適正に管理が行われていない空家等\*については、老朽化による倒壊や破損等による建築部材の飛散、火災又は犯罪の発生のおそれ、草木の繁茂等による周辺的生活環境への悪影響など、住民に大きな不安や迷惑を与えており、社会的な問題となっています。

こうした背景から、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）」が平成27年5月26日に完全施行されました。

空家法においては、空家等の適切な管理は、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の責任を前提としつつ、市町村は「空家等対策計画」を作成し、その対策を講じることが責務とされています。

本市においては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年11月に「秦野市空家等対策計画」を策定し、空家等対策に取り組んできました。

今後も、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来等に伴い、更に空家が増加していくことが予想され、より一層推進する必要があることから、「第2期秦野市空家等対策計画」を策定するものです。

### 1-2 目的

本計画は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的とします。

---

\* 空家等（空家法第2条第1項）

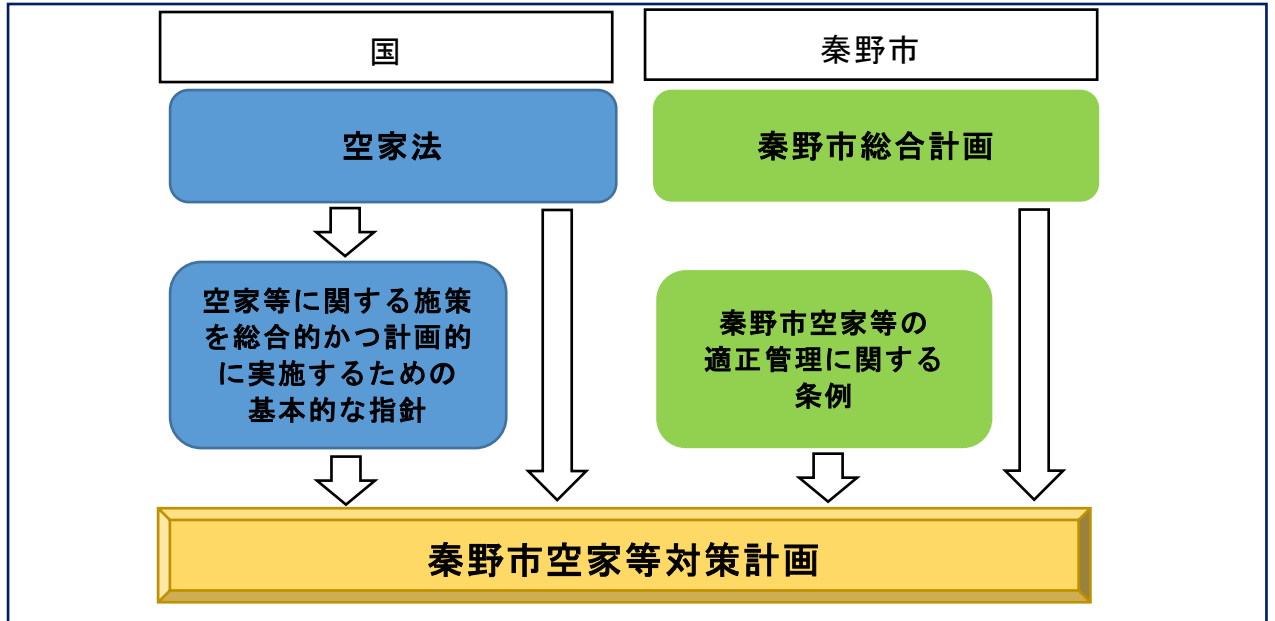
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。



### 1-3 計画の位置付け

本計画は、空家法第6条に規定する空家等対策計画として、秦野市空家等対策審議会での審議を踏まえ策定し、「秦野市総合計画」や関係計画と整合を図り、本市が取り組む空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針や対策の方向性などを示す計画として位置付けます【図1】。

【図1】計画の位置付け



### 1-4 計画期間

計画期間は、「秦野市総合計画前期基本計画」の期間との整合を図り、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や国の施策に応じて適宜見直しを行います【図2】。

【図2】計画期間

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
秦野市総合計画前期基本計画				
秦野市空家等対策計画				
		適宜見直し		

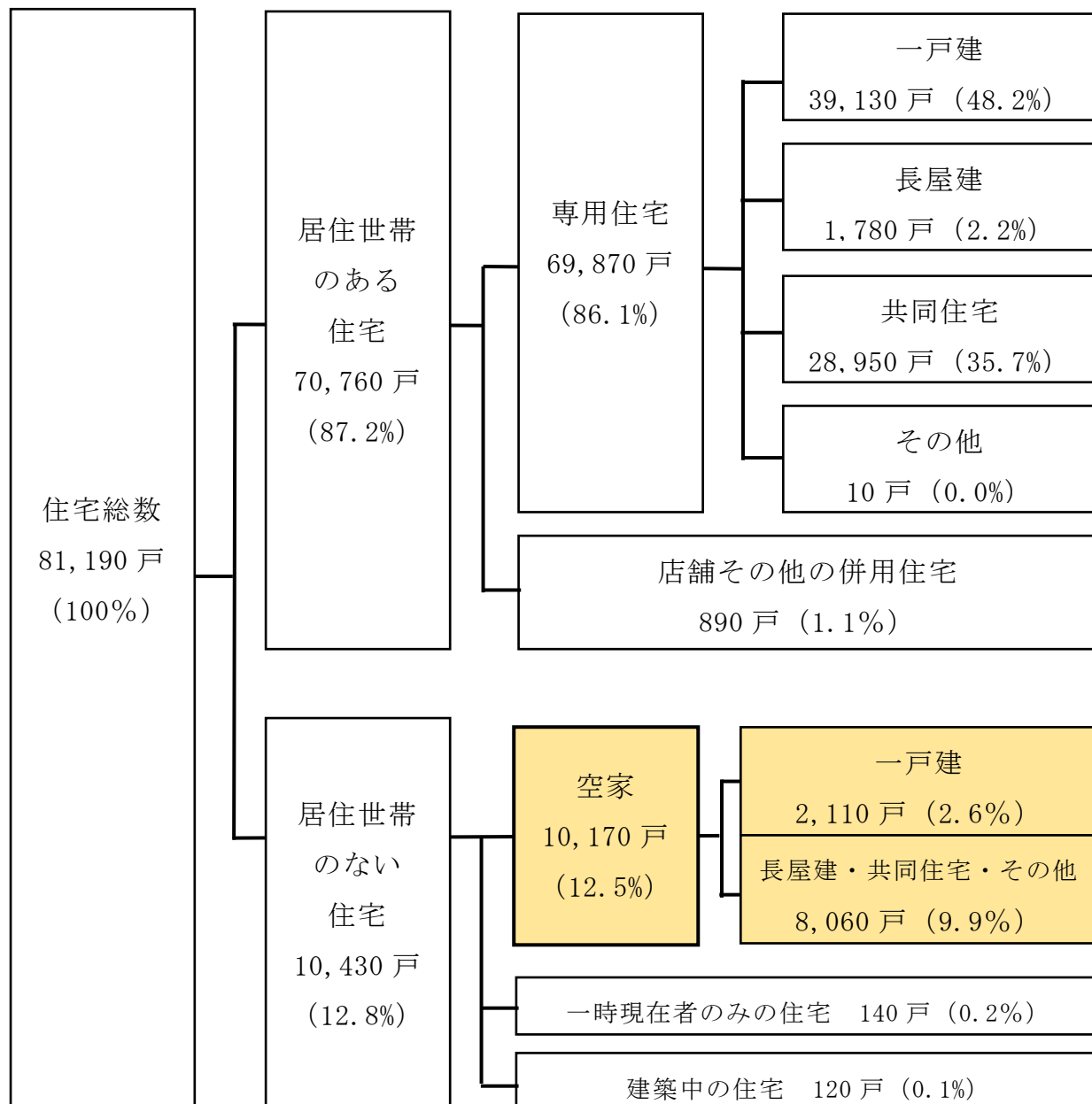
## 第2章 空家の現状と課題

### 2-1 本市住宅の特徴

#### (1) 住宅の状況

総務省「平成30年住宅・土地統計調査」によると、本市の住宅総数は81,190戸で、住宅の種類としては、一戸建の割合が最も高く、約5割を占めています。次いで共同住宅が約4割となっています【図3】。

【図3】住宅の状況



出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

## (2) 住宅数の推移

本市の住宅総数と世帯数を比較すると、住宅総数が約 14% も上回る水準であり、20 年前からその差は広がる傾向にあり、住宅の供給過多が続いています【図 4】。

【図 4】住宅数の推移

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
住宅総数（戸）	64,580	70,730	74,620	77,980	81,190
世帯数（世帯）	58,160	61,730	65,660	67,320	71,350
住宅総数—世帯数	6,420	9,000	8,960	10,660	9,840

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

※ 「住宅・土地統計調査」は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査で、5年ごとに総務省が実施しています。

※ 本調査は、全戸調査ではなく、一定の条件のもと抽出した住宅を対象とした調査であるため、空家数は推計値です。

※ 本調査における空家とは、調査期日（調査年の 10 月 1 日）に人が居住していない住宅で、共同住宅等における空室も一戸の空家として算出されています。

## 2-2 本市の空家の特徴

### (1) 空家数の推移

平成 30 年の本市の空家数は、10,170 戸で 5 年前より 260 戸減少したものの、20 年前と比較すると約 1.7 倍に増加しています【図 5】。

平成 30 年の空家率は、12.5% で 5 年前より 0.9 ポイント低下し、全国平均 13.6% と比較すると 1.1 ポイント下回っているものの、県内平均 10.8% と比較すると 1.7 ポイント上回っています【図 6】。

なお、平成 30 年の県内各市の空家率で見ると、本市は 19 市中、高い方から 7 番目となっています【図 7】。

【図5】空家数の推移

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
住宅総数（戸）	64,580	70,730	74,620	77,980	81,190
空家数（戸）	6,000	8,400	8,750	10,430	10,170
空家率（％）	9.3%	11.9%	11.7%	13.4%	12.5%

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

【図6】全国・神奈川県・秦野市の空家率の推移

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
全 国	11.5%	12.2%	13.1%	13.5%	13.6%
神奈川県	10.2%	10.4%	10.5%	11.2%	10.8%
秦 野 市	9.3%	11.9%	11.7%	13.4%	12.5%

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

【図7】県内各市の空家率

市 名	住宅数（戸）	空家数（戸）	空家率	順位
三 浦 市	22,150	4,850	21.9%	1
逗 子 市	29,300	5,020	17.1%	2
横 須 賀 市	194,330	28,750	14.8%	3
小 田 原 市	92,880	13,350	14.4%	4
伊 勢 原 市	49,840	7,010	14.1%	5
厚 木 市	110,390	15,450	14.0%	6
秦 野 市	81,190	10,170	12.5%	7
大 和 市	119,720	14,660	12.2%	8
鎌 倉 市	81,250	9,460	11.6%	9
座 間 市	63,570	7,190	11.3%	10
平 塚 市	122,830	13,770	11.2%	11
南 足 柄 市	17,640	1,960	11.1%	12
藤 沢 市	205,850	22,410	10.9%	13
相 模 原 市	349,700	36,200	10.4%	14
横 浜 市	1,835,800	178,300	9.7%	15
川 崎 市	777,800	73,800	9.5%	16
茅 ヶ 崎 市	109,550	9,270	8.5%	17
海 老 名 市	59,800	4,770	8.0%	18
綾 瀬 市	37,230	2,850	7.7%	19

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

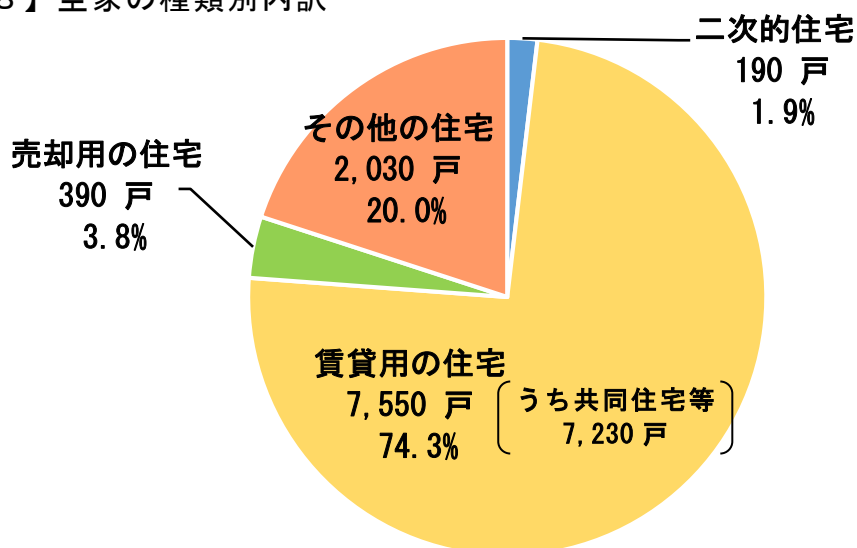
## (2) 空家の特徴

本市の空家の種類別内訳を見ると、「賃貸用の住宅」が7,550戸と全体の約74%を占めており、その多くは、共同住宅等の空室となっています。

次いで長期不在や取壊し予定等の「その他の住宅」が、2,030戸で、20%を占めています【図8】。

また、本市の空家の種類別内訳を県内他市と比較すると、「賃貸用の住宅」の割合が3番目に高く、「その他の住宅」の割合は、最も低くなっています【図9】。

【図8】空家の種類別内訳



出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

※ 戸数は、一の位を四捨五入しているため、【図5】、【図6】、【図7】の空家数と一致しません。

### 「住宅・土地統計調査」における空家の種類

「二次的住宅」・・・別荘等、週末や休暇時に避暑・保養等の目的で使用される住宅や普段住んでいる住宅とは別に、たまに寝泊まりする人がいる住宅  
「賃貸用の住宅」・・・新築・中古を問わず、賃貸のために空家となっている住宅  
「売却用の住宅」・・・新築・中古を問わず、売却のために空家となっている住宅  
「その他の住宅」・・・人が住んでいない住宅で、例えば、転勤、入院等のため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替え等のために取り壊すことになっている住宅等（空家の区分の判断が困難な住宅を含む。）

【図9】空家の種類別内訳（県内他市との比較）

市名	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅
伊勢原市	0.9%	76.9%	0.6%	21.4%
大和市	0.0%	76.9%	0.8%	22.3%
秦野市	1.9%	74.2%	3.8%	20.0%
厚木市	1.8%	69.6%	7.0%	21.6%
座間市	0.7%	69.4%	1.7%	28.1%
藤沢市	2.8%	66.5%	7.3%	23.4%
相模原市	1.9%	65.2%	4.4%	28.7%
小田原市	5.2%	64.0%	3.1%	27.6%
横浜市	0.8%	63.6%	6.6%	29.0%
川崎市	0.4%	63.0%	4.3%	32.2%
茅ヶ崎市	5.3%	61.5%	3.5%	29.8%
綾瀬市	0.4%	58.9%	1.8%	38.6%
平塚市	2.8%	56.4%	3.6%	37.2%
海老名市	0.4%	54.9%	9.0%	35.8%
横須賀市	6.6%	51.4%	3.3%	38.6%
南足柄市	7.1%	50.5%	2.0%	40.3%
鎌倉市	7.6%	40.1%	4.2%	48.2%
三浦市	24.3%	32.4%	3.1%	40.2%
逗子市	42.8%	21.3%	2.0%	33.7%

※少数点以下2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

### 2-3 空家実態調査結果

住宅・土地統計調査によると、本市の空家は平成30年に10,170戸となっていますが、市内のどこに、どのような状態の空家があるか等、実態を把握することが重要であるため、令和元年度に「空家実態調査」を実施しました。

#### (1) 調査目的

市内の空家について現地調査を行い、空家の戸数や所在を把握するとともに、外観目視による管理状態の判定を行うことにより、空家データベースを作成し、空家等に関する施策の基礎資料とします。

#### (2) 調査対象区域

市内全域

#### (3) 調査対象数

1,865戸（家屋情報と住民基本台帳等によりデータ上で空家の可能性が高い家屋（一戸建、併用住宅、共同住宅（全室空室に限る））を抽出

#### (4) 調査期間

令和元年6月10日～12月26日

## (5) 調査内容

### ア 空家の可能性判断

建物の有無、居住や使用の有無、外観（郵便受や洗濯物等）の状況や設備（電気やガスメーター等）の状況から空家の可能性について、総合的に判断しました。

### イ 空家の管理状態の評価

空家と判断したものについて、建物の老朽や破損等の状態及び敷地内の草木やゴミ等の管理状態を調査し、4段階で評価しました【図10】。

※ 本調査における空家とは、人が居住又は使用していないと判断した住宅です。  
なお、共同住宅は、全室空室の場合のみ調査対象としています。

【図10】管理状態の評価

調査対象	調査項目
建 物	① 建物傾斜
	② 基 礎
	③ 屋 根
	④ 外 壁
敷地等	⑤ 門・塀
	⑥ 雑草・樹木
	⑦ 擁 壁
	⑧ ご み

・各項目をA～Dの4段階で評価

↓

・各項目の評価の中で一番低い評価を総合評価とする。

《評価》

A：建物及び敷地が適正に管理されている

B：一部に管理不全の状態がある

C：管理不全の状態であり、周辺に悪影響がある

D：管理不全の状態が著しい

## (6) 調査結果

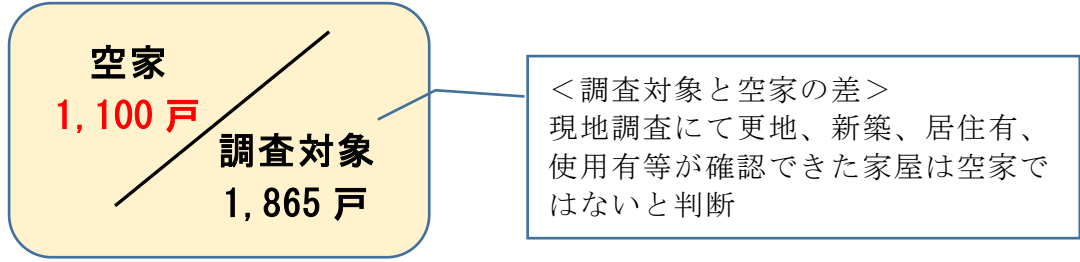
### ア 空家と判断した戸数

調査対象 1,865 戸のうち、空家である可能性が高いと判断した家屋は、1,100 戸でした【図11】。

空家を地区別に見ると、西地区が最も多く約3割を占め、次いで本町地区となり、この2地区で全体のほぼ半数を占めています【図12】。

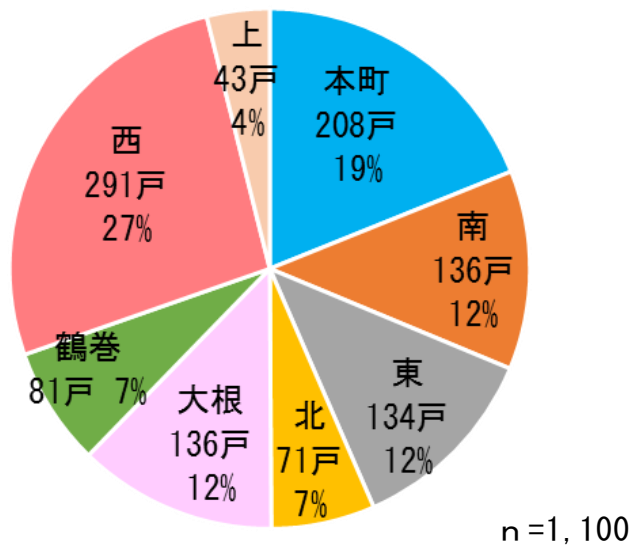
空家の建築時期を見ると、昭和55年建築基準法施行令改正(新耐震)以前(旧耐震基準)の空家が673戸で全体の約6割を占めています【図13】。

【図 11】 空家と判断した戸数

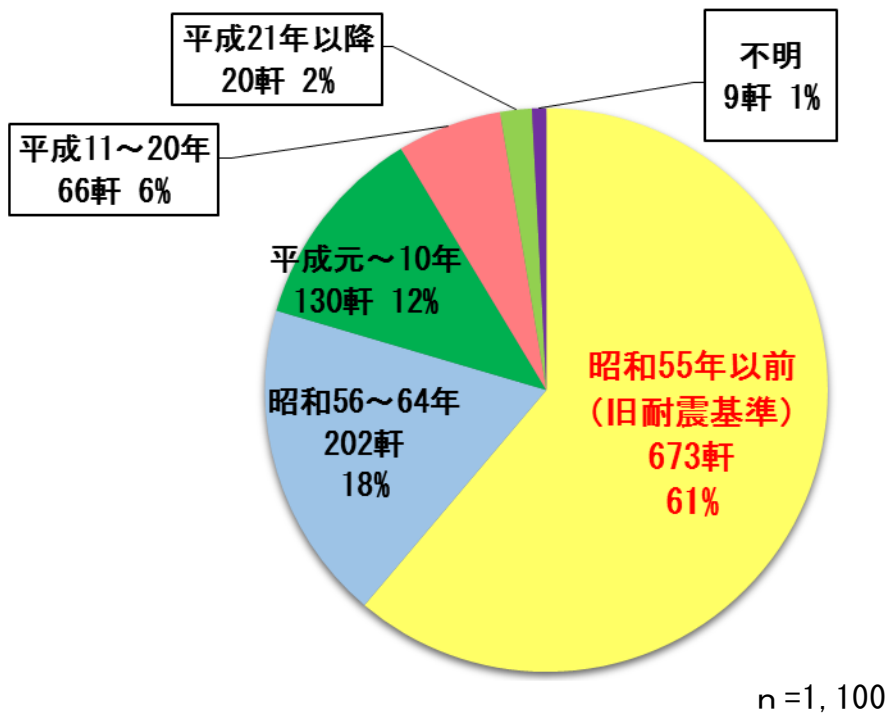


※ 本調査により市が空家と判断した戸数であるため、本市空家の総数ではありません。

【図 12】 空家の地区別戸数



【図 13】 空家の建築年別内訳



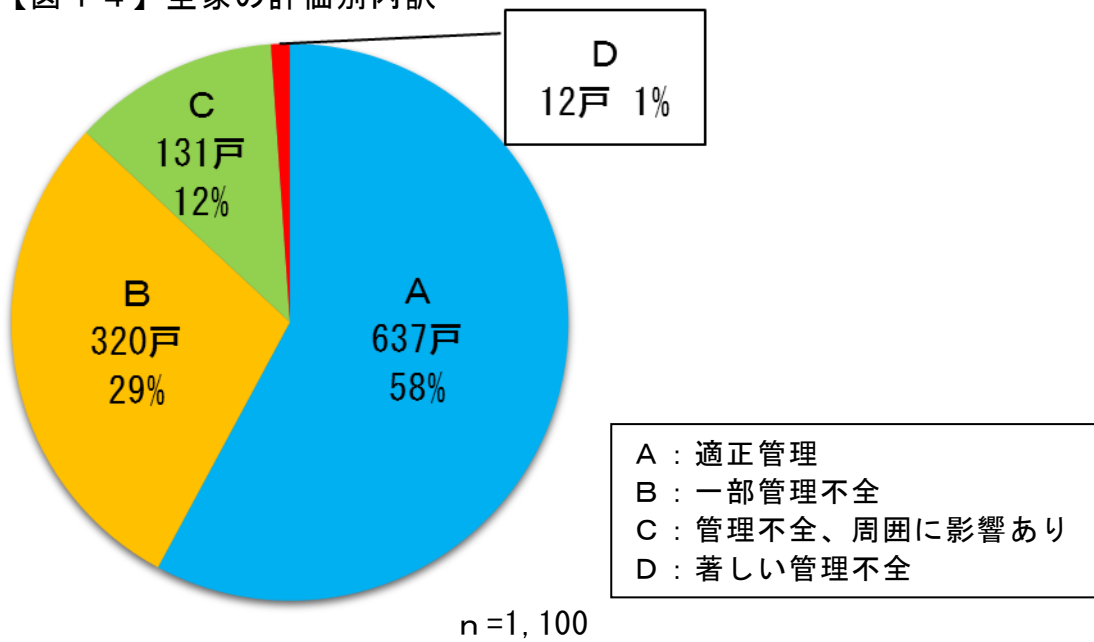


## イ 空家の管理状態の評価結果

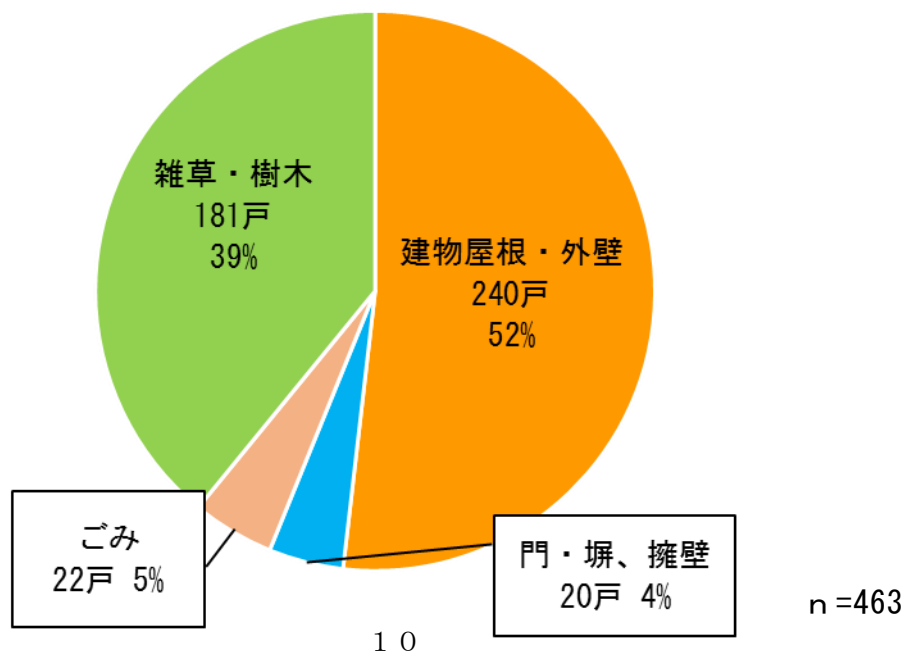
適正に管理されているA評価の空家が 637 戸で全体の約 6 割を占める一方、何らかの管理不全が見られる空家が約 4 割を占め、さらに、周囲に悪影響を及ぼしているC又はD評価の空家が 143 戸ありました【図 14】。

B評価以下の管理不全空家の原因別を見ると、一番多いのは、建物屋根、外壁の破損等が 240 戸で全体の約 5 割を占め、次いで敷地内の雑草や樹木の繁茂が約 4 割を占めています【図 15】。

【図 1 4】 空家の評価別内訳



【図 1 5】 管理不全空家（B以下）原因別内訳



## 2-4 空家等の主な発生要因

本市における空家等の発生要因は、主に次の要因が考えられます【図 16】。

【図 16】空家等の主な発生要因

所有者等の問題	
意識の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等であることに問題を感じていない。</li> <li>・管理する意思がない。</li> <li>・売却等の意思はあるが、行動しない。</li> </ul>
経済的な問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税の住宅用地特例を受けるため、空家等のままにしている。</li> <li>・解体費用の負担ができないため、空家等のままにしている。</li> </ul>
管理の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方に居住しているため、管理ができない。</li> <li>・病気や高齢のため、入院等をしている。</li> </ul>
相続の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続手続をしていない。</li> <li>・相続紛争があり、売却、活用等ができない。</li> </ul>
所有者等不明の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身寄りがなく相続人がいない、又は不明である。</li> <li>・相続放棄により、相続人がいない、又は不明である。</li> </ul>
建物・敷地の問題	
建物の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準や床面積が小さい等の理由により、売却ができない。</li> </ul>
敷地の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が狭小のため、売却ができない。</li> <li>・接道要件を満たさないため、再建築ができない。</li> <li>・傾斜地や駅・店舗等から遠い等、利便性が低い。</li> </ul>

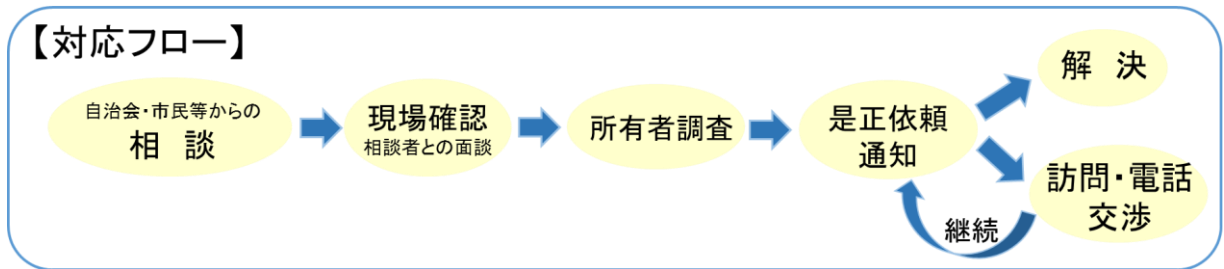
## 2-5 これまでの主な取組

### (1) 管理不全空家等に関する対策

#### ア 所有者等への是正交渉

自治会や市民等からの管理不全空家等に関する相談について、所有者等に対し、適正に管理するよう是正交渉を行い、管理不全空家等の解消を図りました【図 17】。

【図 17】 対応フロー図

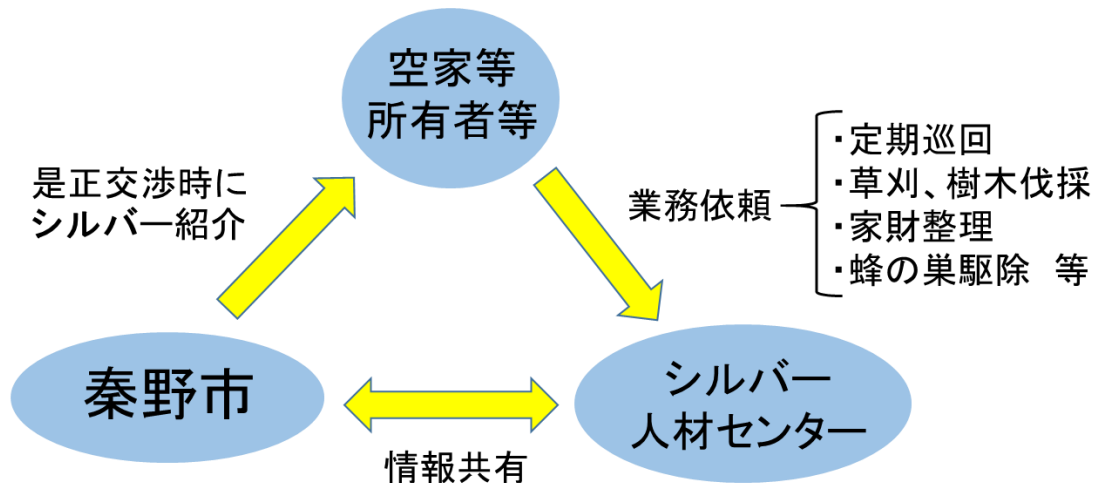


#### イ 秦野市シルバー人材センターとの連携

管理不全空家等の所有者等に対し、適正に管理するよう是正交渉をしていますが、所有者等が遠方に住んでいることや高齢であることなどから、改善されないケースが多くあるのが現状です。

そこで、令和2年6月に秦野市シルバー人材センターと空家等の適正管理の推進に関する協定を締結し、所有者等から建物の維持管理や庭木の剪定等の業務を請け負う体制を作り、空家等の適正管理の促進に取り組んでいます【図 18】。

【図 18】 秦野市シルバー人材センターとの連携フロー図



## ウ 特定空家等判定基準及び特定空家等判定マニュアルの策定

平成 28 年 11 月に特定空家等の判定基準を定めた「秦野市特定空家等判定基準（以下「判定基準」という。）」を策定しました。

さらに、令和 2 年 3 月には、判定するための具体的な手法等を定めた「秦野市特定空家等判定マニュアル（以下「判定マニュアル」という。）」を策定しました。

今後、判定基準に満たすような状態の空家等が発生した場合には、判定基準及び判定マニュアルにて特定空家等に該当するか判定します。

## (2) 空家等の活用に関する対策

### ア 空家バンクの開設

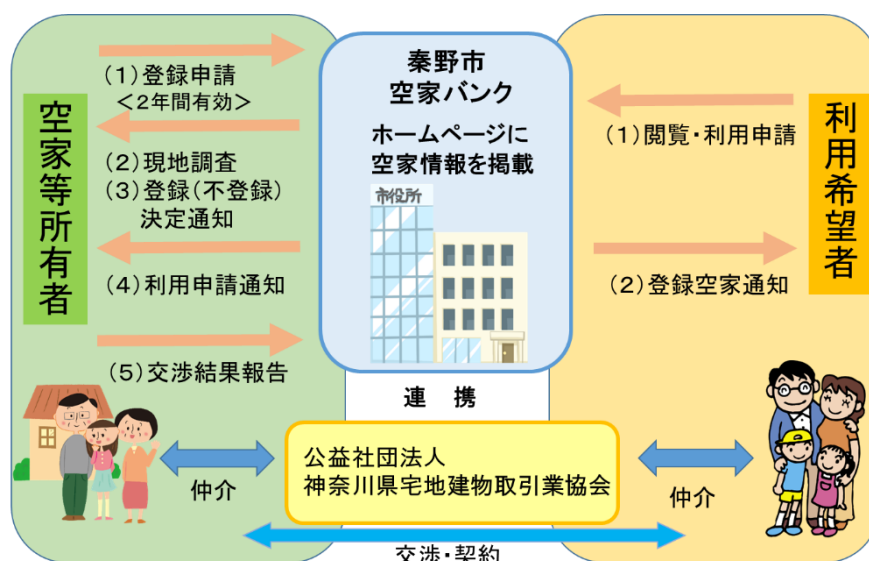
管理不全空家等の減少を図るためには、所有者等の活用に対する意識啓発を行い、使用可能な状態のうちに活用を促すことが重要です。

このため、令和 2 年 6 月に所有者等と利用希望者をマッチングする「空家バンク」を市ホームページに開設し、空家等の市場流通を促進しています【図 19】。

### イ 神奈川県宅地建物取引業協会との連携

空家バンクでマッチングした所有者等と利用希望者との間で売買又は賃貸契約を適正に締結するためには、宅地建物取引業免許を取得している事業者の協力が必要なことから、令和 2 年 9 月に神奈川県宅地建物取引業協会と空家等の利活用の推進に関する協定を締結しました。

【図 19】 空家バンクフロー図



※市は、空家等の売買・賃貸契約に関与しません。

## 2-6 課題

本市空家等の現状とこれまでの取組を踏まえると、現在本市が抱えている空家等対策の主な課題は、次のとおりです。

### (1) 管理不全空家等の所有者等への指導

空家法で定める「特定空家等」に認定していない空家等については、所有者等に対して指導や勧告の措置を講じることができず、空家法第12条に基づく情報の提供や助言等にとどまっているため是正されないケースが多く、是正交渉をした空家等のうち、約4割は未解決となっています。

【参考：空家法抜粋】

(所有者等による空家等の適正な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (2) 緊急時の対応

近年多発している自然災害等により、空家等の状態が急激に悪化するケースが増加しています。しかしながら、空家等が周辺住民等に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に処置を講じる必要がある場合においても、所有者等の同意が得られない限り、市が直接危険回避等の処置を講じることができない状況です。

### (3) 所有者不明の空家等

相続人不在や相続放棄等により、所有者が不明となっている空家等が本市においても存在し、今後も増加していくことが予想されます。

所有者不明の空家等は、管理を行う者がいないため、今後、状態の更なる悪化が懸念されます。

## 第3章 空家等対策の基本的な方針

### 3-1 基本的な方針

「2-3 空家実態調査結果」より、空家と判断した1,100戸のうち、適正に管理されている空家（実態把握調査で評価Aの空家）は全体の58%で672戸である一方、管理不全が見られる空家は、全体の42%で428戸（実態調査で評価B、C、Dの空家）あることが判明しました。

この結果を踏まえ、空家等の各状態に応じた対策を講じていきます。具体的には、「管理不全空家等対策」、「活用促進策」、「発生予防策」の3本柱で空家等対策を進めます【図20】。

#### (1) 管理不全空家等対策

周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている管理不全空家等は、周辺住民にとって深刻かつ喫緊の問題であり、最優先に取り組む必要があります。

そのため、所有者等への指導体制を整備するなど、対策の強化を図り、管理不全空家等の解消を促進します。

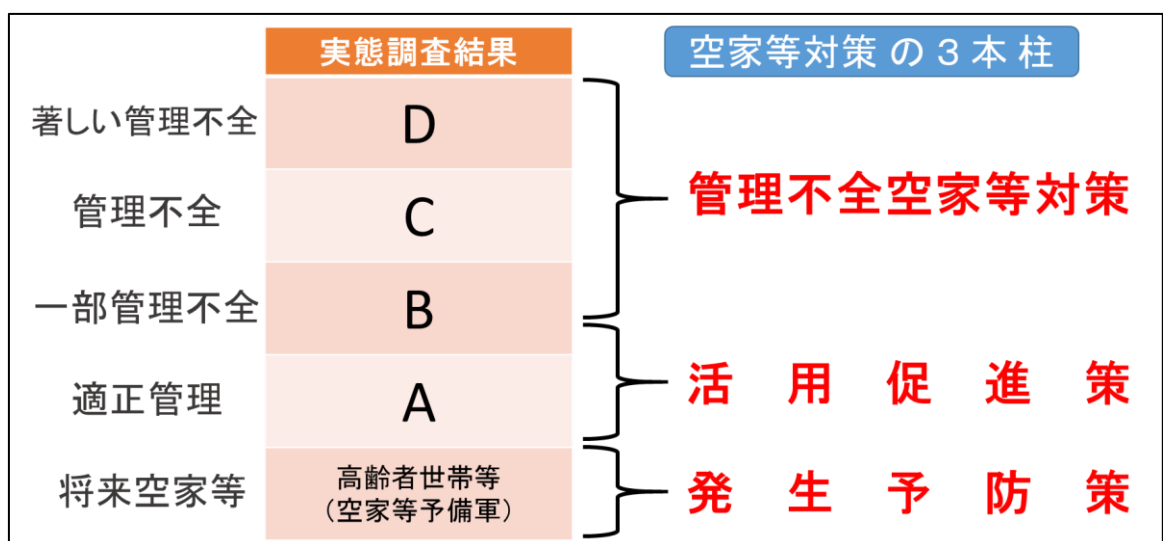
#### (2) 活用促進策

管理不全空家等の減少を図るためには、適正に管理され、使用可能な状態のうちに活用を促すことが重要であることから、空家等の市場流通を促進します。

#### (3) 発生予防策

将来空家等となる可能性がある高齢者世帯等（空家等予備軍）を対象に、意識啓発を図り、空家等の発生を抑制します。

【図20】空家等対策の3本柱



### 3-2 対象とする区域

空家等の発生は、市内の特定の地区に限定されないため、本計画の対象とする区域は、市内全域とします。

### 3-3 対象とする空家等の種類

「住宅・土地統計調査」における本市の空家のうち、約8割（8,060戸）が「共同住宅等」で、この多くは賃貸用であることから、市場で流通している住宅であると考えられます。

一方、「戸建住宅」においては、市場で流通していない「その他の住宅」が約7割（1,420戸）を占めている状況です【図21】。

また、市民等から寄せられる相談のほとんどが「戸建住宅」の空家等に関するものとなっています。

こうしたことから、本計画の対象とする空家等の種類は、主に「戸建住宅（併用住宅を含む。）」とします。

なお、共同住宅等についても、建物1棟が空家となっている場合には、市場で流通されず、管理不全の状態になっていることもあることから、本計画の対象とします。

【図21】本市の空家（共同住宅等・戸建住宅）の状況（平成30年）

		空家数(戸)	空家の種類別内訳			
			二次的住宅(戸)	賃貸用の住宅(戸)	売却用の住宅(戸)	その他の住宅(戸)
総数(戸)		10,170	190	7,550	390	2,030
内 訳	戸建住宅(戸)	2,110	90	330	270	1,420
	共同住宅等(戸)	8,060	100	7,230	120	610

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

※ 統計表の数値は、一の位を四捨五入しているため、「内訳」の合計と「総数」は一致しない場合があります。

### 3-4 空家等の調査

#### (1) 実態調査による現状把握

空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、まず市内の空家等の所在やその状態等を的確に把握することが必要不可欠です。

このため、令和元年度に実施した実態調査結果をベースとして、必要に応じ追跡調査を行うとともに、市民等からの情報提供により新たに把握した空家等の調査を行い、現状を把握します。

#### (2) データベースの整備と地理情報システムの活用

個別の空家等について、迅速かつ正確に対応するため、実態調査や市民等からの情報提供により把握した空家等の情報を集約し、データベースを整備するとともに、地理情報システムを活用した地図化を図ります。

#### (3) 所有者の調査

「2-6 課題」のとおり、相続発生時における所有権移転の未登記や相続放棄等により、所有者不明の空家等があり、また、今後も増加することが予想されるため、専門家団体等と連携を図り、早期に所有者の調査を行い、対策を講じていきます。

### 3-5 空家等対策の責務・役割

#### (1) 所有者等の責務

空家法においては、所有者等の責務が規定されており、空家等の適正な管理は、所有者等が自らの責任において行われることが前提となります。

そのため、所有者等は、自らの責任において適正に管理を行うとともに、その空家等が管理不全の状態にあるときは、直ちにその状態を改善しなければなりません。

【参考：空家法抜粋】

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

#### (2) 市の責務

空家法においては、市町村の責務が規定されており、本計画の作成及び本計画に基づく対策の実施等が求められています。

そのため、本市は、本計画に基づき空家等の対策を実施し、市民の良好な生活環境の保全を図ります。



【参考：空家法抜粋】

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

### (3) 市民の役割

身近なところで地域の空家等の実態を把握している市民からの情報提供は、対策を推進するうえで重要となります。

そのため、市民は、空家等に関する情報を提供し、空家等対策に協力するものとしします。

## 3-6 空家等対策の実施体制

### (1) 秦野市空家等対策庁内検討会

適正に管理されていない空家等は、複合的な課題を抱えている場合が多く、関係部署が相互に連携して取り組む必要があります。

そのため、「秦野市空家等対策庁内検討会」を設置し、情報共有や施策の検討等について協議を行い、空家等対策について横断的に対応しています【図 22】。

### (2) 秦野市空家等対策審議会

専門的又は第三者的立場から審議を行うための組織として、空家等対策に関する見識を有する委員等で構成する「秦野市空家等対策審議会」を設置しています【図 23】。

担任する事項は、空家等対策の推進に関することで、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うほか、計画実施の一環として、空家等が特定空家等\*に該当するか否かの判断や特定空家等に対する措置の方針に関する協議を行います。

\* 特定空家等（空家法第2条第2項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

【図 22】 秦野市空家等対策庁内検討会の構成

部 署 名	担 任 事 項
政策部総合政策課	土地利用に関すること
総務部資産税課	空家等の課税に関すること
くらし安心部市民活動支援課	自治会等に関すること
くらし安心部地域安全課	防犯に関すること
くらし安心部防災課	防災に関すること
くらし安心部市民相談人権課	苦情・相談に関すること
環境産業部環境資源対策課	ごみに関すること
環境産業部生活環境課	空地に関すること
都市部まちづくり計画課	都市形成に関すること
都市部交通住宅課	空家等の総括に関すること
都市部開発指導課	景観に関すること
都市部建築指導課	建物に関すること
建設部建設総務課	道路への影響に関すること
消防本部予防課	火災の予防に関すること

【図 23】 秦野市空家等対策審議会の構成

(50音順 令和2年7月17日現在)

区分	区分	氏名	所属等
会長	大学教授	大家 亮子	成城大学社会イノベーション学部 政策イノベーション学科
副会長	司法書士	鈴木 健彦	神奈川県司法書士会厚木支部
委員	弁護士	宇佐美 満規子	弁護士法人小田原三の丸法律事務所
〃	行政書士	北村 幸一	神奈川県行政書士会 秦野・伊勢原支部
〃	宅地建物取引士	北村 久史	神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部
〃	自治会	熊澤 庄市	秦野市自治会連合会
〃	建築士	小泉 学	神奈川県建築士事務所協会 秦野支部
〃	市民活動団体	中谷 英子	はだの市民活動団体連絡協議会
〃	土地家屋調査士	深谷 美登里	神奈川県土地家屋調査士会 湘南第二支部

(任期：令和2年7月17日から平成4年7月16日まで)

## 第4章 具体的な施策

### 4-1 管理不全空家等対策

適正に管理されていない空家等は、防災、衛生、景観等において周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、防止、解消に向けた対応が必要です。

所有者等に対して、管理不全の防止、解消に向けた啓発を行うとともに、周辺へ悪影響を及ぼしている場合には、指導等の措置を講じるなど、所有者等による改善を促し、管理不全の解消を図ります。

#### (1) 空家法第12条に基づく情報の提供、助言等

所有者等が遠方に住んでいたりと、施設等に入所している場合、所有者等の知らない間に空家等が管理不全に陥っているケースがあります。

そのため、市が管理不全空家等を確認した場合には、所有者等に対して、その状態について情報提供をするとともに、是正を図るよう助言等を行います。

#### (2) 「秦野市空家等の適正管理に関する条例（予定）」に基づく措置

「2-6 課題」のとおり、本市では、管理不全空家等の所有者等への指導や緊急時の対応が課題となっています。

そのため、所有者等への指導・勧告の行政指導や緊急処置規定を設けた「秦野市空家等の適正管理に関する条例（以下「空家条例」という。）」に基づく措置を講じ、管理不全空家等対策の強化を図ります。

#### (3) 空家法に基づく特定空家等に対する措置

特定空家等と認められる状態にある空家等については、次のとおり特定空家等に認定し、措置を講じていきます。

##### ア 特定空家等の認定

##### (ア) 立入調査

特定空家等に該当するか判定をするため、判定マニュアルに基づき立入調査を実施します。

##### (イ) 秦野市空家等対策庁内検討会での判定

立入調査の結果等を踏まえ、秦野市空家等対策庁内検討会において特定空家等に該当するか判定をします。

##### (ウ) 秦野市空家等対策審議会への諮問

秦野市空家等対策庁内検討会により、特定空家等に該当すると判定した空家等については、秦野市空家等対策審議会に諮問し、答申を得ます。

## (Ⅰ) 特定空家等の認定

秦野市空家等対策審議会の答申に基づき、特定空家等の認定を行います。

## イ 特定空家等の措置

措置を行うに際しては、個人の財産権を考慮する中で、空家等の物的状態に加え、その悪影響の程度や危険等の切迫性等を勘案して総合的に判断します。

## (7) 助言又は指導

特定空家等の所有者等に対して、当該空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を行い、所有者等が自らの意思による改善を促します。

## (イ) 勧告

助言又は指導を行っても、特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、相当の猶予期限を設けて、必要な措置をとるよう勧告します。

また、勧告をした特定空家等について、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例【図 24】の適用を除外します。

### 【参考：地方税法抜粋】

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第 349 条の 3 の 2 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十二項を除く。）の規定の適用を受けるもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十四条第二項の規定により所有者等（同法第三条に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第二条第二項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十二項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

## (ウ) 命令

勧告を行っても、正当な理由がなく勧告の措置をとらなかった場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を設けて、その勧告に係る措置をとるよう命じます。

なお、命令を行う対象は、原則として、第三者の生命、身体又は財産に危険を及ぼす可能性があるもので、かつ、その状況が切迫している場合とします。

## (エ) 行政代執行

命令を行っても、措置を履行しない場合、履行しても十分でない場合又は履行しても指定した期限までに完了する見込みがない場合は、行政代執行法に基づき、市が自らその措置を行います。

なお、この場合の費用は、所有者等の負担になります。

## (オ) 略式代執行

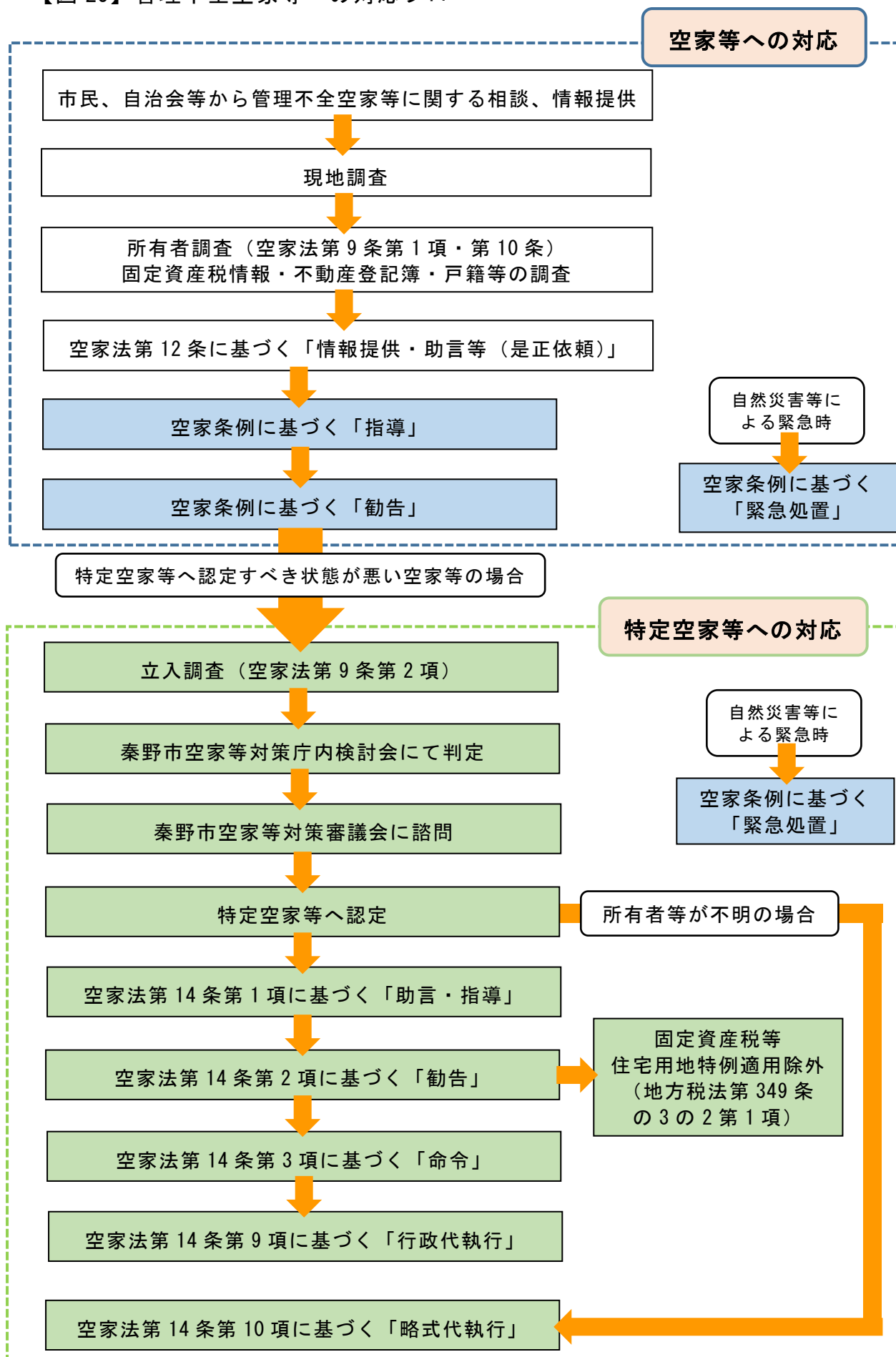
勧告に係る措置を命じようとする場合において、命ぜられるべき所有者等を確知することができない場合は、市の負担において、市が自らその措置を行います。

※ 管理不全空家等対策（1）から（4）までの対応フローは、【図 25】のとおりです。

【図 24】 住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	課税標準の特例内容	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が 200 m <sup>2</sup> 以下の部分	評価額の 1/6 に軽減	評価額の 1/3 に軽減
一般住宅用地	面積が 200 m <sup>2</sup> を超える部分	評価額の 1/3 に軽減	評価額の 2/3 に軽減


【図 25】 管理不全空家等への対応フロー



#### (4) 管理が困難な所有者等の支援

所有者等が遠方に住んでいることや高齢であることから、空家等を管理することが困難な場合には、管理代行業者を紹介し、所有者等を支援します【図 26】。

【図 26】管理代行リーフレット



## 空家・持家の管理代行

# お任せください！

見積無料

秦野市シルバー人材センターでは、あなたの家の管理代行サービスを実施しています。お見積り、ご相談などお気軽にお問い合わせください。

サービス	料金等
家の見回り	外観見回りにより、家の状態を確認するほか、庭木・雑草の状況などを確認し報告します。 2,500円/回
庭木の剪定	松・まき 3,000円/本(2mまで)から その他 2,000円/本(2mまで)から 刈込 200円/㎡から
除 草	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">                     人力草取                      機械除草                      片付・処分                 </div> <div style="width: 50%;">                     庭：560円/坪から                      駐車場：450円/坪から                      芝生：670円/坪から                      刈りのみ：150円/坪から                      集草を含む：160円/坪から                      4,580円から                 </div> </div>
ハチの巣の撤去	スズメバチ 10,000円/個 スズメバチ以外 8,000円/個
大工修繕・塗装	ご相談ください。

【注意】高所作業、大規模修繕、その他危険を伴う作業はお受けできません。

まずはお電話ください。お見積りいたします。

**【お問い合わせ】**  
 公益社団法人秦野市シルバー人材センター ☎0463(84)3311  
 FAX 0463-85-1303 MAIL hadano@sjc.ne.jp  
 〒257-0054 秦野市緑町16-3 <秦野市保健福祉センター3F>  
<http://www.sjc.ne.jp/hadano/> 秦野シルバーで検索  
 開所時間 平日8時30分～17時

#### (5) 周知・啓発の充実

市ホームページ及び「広報はだの」の活用並びに固定資産税納税通知書をはじめとする本市が発送する文書等に啓発リーフレットを同封する等、所有者等の管理意識の醸成を図ることで、空家等の適正管理を促進します。

#### (6) 所有者等への適正管理に関する支援制度の検討

所有者等による適正管理の促進を図るため、財政的な支援制度を検討します。



## 4-2 活用促進策

空家等は個人の財産であるため、所有者等の意思で売買、賃貸等を行い、民間市場において活用されていくものです。本市においても、民間事業者による市場流通が機能しており、市場原理に基づいた利活用を尊重することを原則とします。

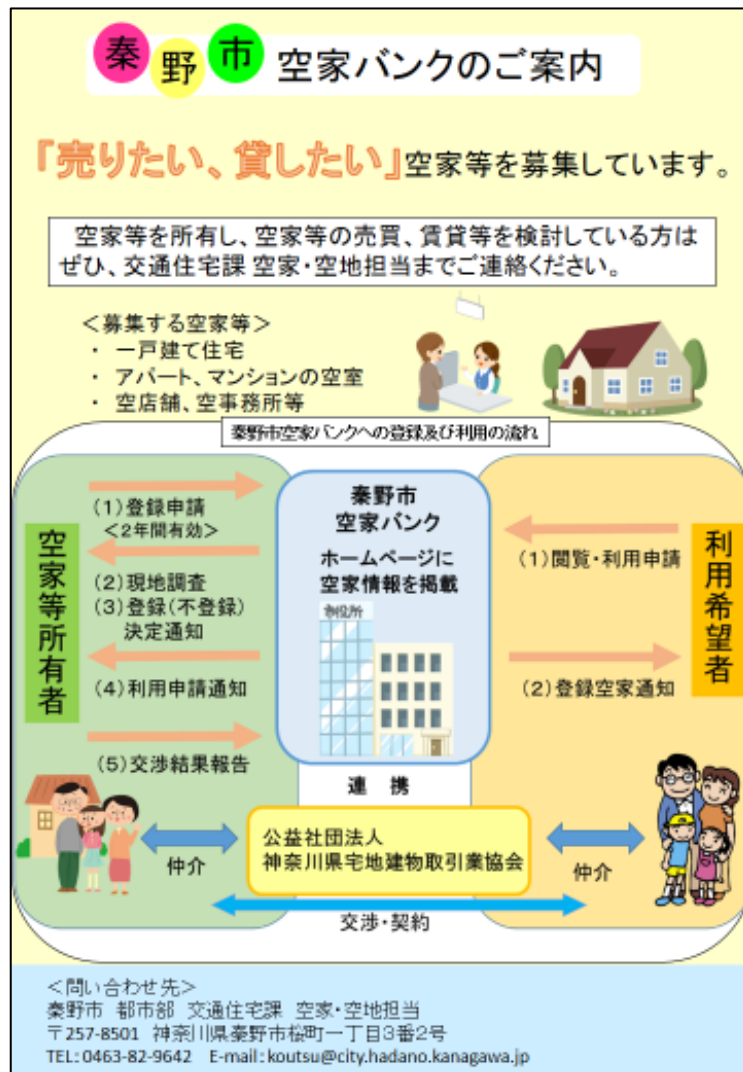
一方で、一部の空家等は、売買、賃貸等の活用に対する所有者等の意識が低いため、市場流通されることなく、長期間空家等となっているものもあり、そのような空家等は、そのまま放置されると管理不全空家等につながります。

そのため、市は、所有者等の活用に対する意識啓発を行い、空家等の市場流通を促進します。

### (1) 不動産関係団体と連携した空家バンクの運営

不動産関係団体と連携を図り、空家バンクを運営し、所有者等の活用に対する意識啓発を行い、空家等の市場流通を促進します【図 27】。

【図 27】空家バンクリーフレット



## (2) 専門家団体等と連携した相談・講座の実施

本市では、法律・不動産・建築等の専門家団体等と連携し、暮らしの相談窓口を開設しています。

また、相続や法律等について学んでいただくため、「暮らしの講座」を定期的実施しています。

相談や講座により、所有者等をサポートし、空家等の発生抑制や活用を促進します。

## (3) 特定非営利活動法人等と連携した課題等の解決

地域活性化やまちづくりに取り組む特定非営利活動法人等と連携し、活用にあたって所有者等が抱える様々な課題等の解決を図り、活用を促します。

## (4) 地域活動拠点等の公益的な活用の推進

所有者等からの相談の中には、空家等を地域住民が活動する場として活用してほしいというものもあります。

このような申出があった場合には、福祉関係や自治会関係部署と連携し、地域活動団体等とのマッチングを図り、公益的な活用を推進します。

## (5) 新たな活用ニーズ検証のためのモデル事業の実施

テレワーク等の新しい生活様式の普及やスローライフ志向の高まりにより、空家の活用に対するニーズも変わってきています。

新たな活用ニーズを捉えるため、モデル事業を実施し、今後の施策に反映します。

## (6) 活用の促進に関する支援制度の検討

活用の促進を図るため、所有者等や利用者への財政的支援制度を検討します。

### 4-3 発生予防策

本市の空家等の現状を踏まえると、今後も増加することが予想されます。

そのため、居住している段階から将来空家等にならないよう準備を進めていただくことや、住宅の価値を保ち長く使えるよう、意識啓発等を行い、空家等の発生を抑制します。

#### (1) 周知・啓発の充実

市ホームページ及び「広報はだの」の活用並びに固定資産税納税通知書をはじめとする本市が発送する文書等に啓発リーフレットを同封し、空家等発生の予防意識の醸成を図ります。

## (2) 専門家団体等と連携した相談・講座の実施（再掲）

本市では、法律・不動産・建築等の専門家団体等と連携し、暮らしの相談窓口を開設しています。

また、相続や法律等について学んでいただくため、「暮らしの講座」を定期的実施しています。

相談や講座により、所有者等をサポートし、空家等の発生抑制や活用を促進します。

## (3) 既存住宅の長寿命化の推進

既存住宅が長く使えるよう、国や市が行う助成（木造住宅耐震診断、住宅改修）について周知します。

## 第5章 達成目標

### 5-1 目標の設定

本計画の進捗状況をモニタリングするため、定量的な目標を設定します。

具体的には、本計画の最重点施策である管理不全空家等対策に対する目標とするとともに、秦野市総合計画との整合性や、定期的なモニタリング可否等を勘案し、以下の目標を設定します【図28】。

【図28】空家等対策の目標指標

目標指標	定義	従前値 基準年度 令和元年度	目標値 目標年度 令和7年度
管理不全空家等の改善率	管理不全空家等に対して、空家法や空家条例に基づく措置等（助言、指導、勧告等）を行った空家等のうち、状態が改善された空家等の割合	60%	70%

管理不全空家等の所有者等に対して、市が是正交渉等を行った対応件数は、令和元年度末までの累計で232件となっており、そのうち60%が除却、修繕、越境樹木の伐採等の改善が確認されていますが、残り40%は改善されていない状況であり、この改善率を上げていくことが、本計画の目的である「市民の生命、身体又は財産の保護及び良好な生活環境の保全」につながるものと考えています。

そのため、管理不全空家等の改善率を目標指標とし、目標年度（令和7年度）には、基準年度より10%上昇させることを目標値として設定します。

### 5-2 進捗管理

空家等対策計画の推進に当たっては、目標指標の数値を基に施策効果を評価し、必要に応じて、計画を改善していくことが重要です。

目標値は、年2%上昇させることを目標に設定しているため、各年度終了時に進捗状況を管理し、施策効果を検証するとともに、必要に応じて、計画の見直しを検討します。



## 第2期秦野市空家等対策計画

令和3年（2021年） 月発行

編集発行 秦野市都市部交通住宅課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111（代表）

現行計画	第2期計画(案)
<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	<b>第1章 計画の目的と位置づけ</b>
	<b>【計画策定の背景】(新規)</b>
<p>これまでの経過及び計画の必要性を記載</p>	<p>今後も、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来等に伴い、更に空家等が増加していくことが予想され、より一層対策を推進する必要があることから、「第2期秦野市空家等対策計画」を策定するもの。</p>
<b>【目的】</b>	<b>【目的】</b>
<p>空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進する。</p>	<p>空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、<b>良好な</b>生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進する。</p>
<b>【計画の位置付け】</b>	<b>【計画の位置付け】</b>
<p>空家法第6条に規定する空家等対策計画</p>	<p>空家法第6条に規定する空家等対策計画</p>
	<b>【計画期間】</b>
<p>第2章に記載 平成28年度～32年度</p>	<p>令和3年度～7年度</p>
<b>【空家等対策の必要性】</b>	
<p>空家等がそのまま放置されると、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、計画を定め、適正管理を促す取組、管理不全空家等への措置、空家等の活用促進等を総合的かつ計画的に実施する必要がある。</p>	<p>【計画策定の背景】に記載することから削除</p>
	<b>第2章 空家の現状と課題(新規)</b>
<b>【現状】</b>	<b>【現状】</b>
<p>1 「住宅・土地統計調査」における全国・本市の空家の概要 2 空家実態調査における空家の現状</p>	<p>1 本市住宅の特徴 2 本市空家の特徴 3 空家実態調査結果</p>
	<b>【発生要因】(新規)</b>
	<p>1 所有者等の問題 2 建物・敷地の問題</p>
<p>後述の【基本方針】や【具体的な施策】の根拠として、要因・これまでの取組・課題を整理</p>	<b>【これまでの主な取組】(新規)</b>
	<p>1 管理不全空家等に関する対策 2 空家等の活用に関する対策</p>
	<b>【空家等対策の課題】(新規)</b>
	<p>1 管理不全空家等の所有者等への指導 2 緊急時の対応 3 所有者不明の空家等</p>
<b>第2章 空家等対策の基本的な方針</b>	<b>第3章 空家等対策の基本的な方針</b>
<b>【基本姿勢】</b>	<b>【基本方針】</b>
<p>1 空家等の放置を常態化させない施策の推進 2 適切な管理が行われていない空家等への対応 3 空家等の活用・流通の促進</p>	<p>実態調査結果を踏まえ、3本柱で対策を推進 1 管理不全空家等対策 2 活用促進策 3 発生予防策</p>
<b>【対象とする区域】</b>	<b>【対象とする区域】</b>
<p>市内全域</p>	<p>市内全域</p>
<b>【対象とする空家等の種類】</b>	<b>【対象とする空家等の種類】</b>
<p>主に戸建住宅(併用住宅含む)</p>	<p>主に戸建住宅(併用住宅含む)</p>
<b>【計画期間】</b>	
<p>平成28年度～32年度</p>	<p>第1章に記載 令和3年度～7年度</p>
<b>【空家等の調査】</b>	<b>【空家等の調査】</b>
<p>1 追跡調査 2 一斉実態調査</p>	<p>1 実態調査による現状把握 2 データベースの整備と地理情報システムの活用 3 所有者の調査</p>
	<b>【空家等対策の責務・役割】(新規)</b>
<p>各主体の責務・役割の明確化</p>	<p>1 所有者等の責務 2 市の責務 3 市民の役割</p>
<b>【空家等対策の実施体制】</b>	<b>【空家等対策の実施体制】</b>
<p>1 秦野市空家等対策庁内検討会 2 秦野市空家等対策審議会</p>	<p>1 秦野市空家等対策庁内検討会 2 秦野市空家等対策審議会</p>

<p><b>第3章 空家等の適切な管理の促進及び空家等の活用</b>  <b>第4章 管理不全な空家等の防止、解消</b></p>	<p><b>第4章 具体的な施策</b></p>
<p><b>【施策】</b></p> <p>1 空家等の適切な管理の促進及び空家等の活用  (1) 所有者等による空家等の適切な管理の促進  ア 周知・啓発の充実  イ 相談体制の充実  ウ 高齢者その他管理等が難しい者への支援  (2) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進  ア 空家バンクの構築  イ 空家等を活用した公益的事業における財政支援の検討</p> <p>2 管理不全な空家等の防止、解消  (1) 市民等からの情報提供等への対応  (2) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処</p>	<p><b>【施策】</b></p> <p>1 管理不全空家等対策  (1) 空家法第12条に基づく情報の提供、助言等  (2) 「<b>秦野市空家等の適正管理に関する条例(仮称)</b>」に基づく措置  (3) 空家法に基づく特定空家等に対する措置  (4) <b>管理が困難な所有者等への支援</b>  (5) 周知・啓発の充実  (6) <b>所有者等への適正管理に関する支援制度の検討</b></p> <p>2 活用促進策  (1) 不動産関係団体と連携した空家バンクの運営  (2) 専門家団体等と連携した相談・講座の実施  (3) 特定非営利活動法人等と連携した課題等の解決  (4) 地域活動拠点等の公益的な活用の推進  (5) <b>新たな活用ニーズ検証のためのモデル事業の実施</b>  (6) 活用の推進に関する支援制度の検討</p> <p>3 発生予防策  (1) 周知・啓発の充実  (2) 専門家団体等と連携した相談・講座の実施  (3) <b>既存住宅の長寿命化の推進</b></p>
	<p><b>第5章 達成目標(新規)</b></p>
<p>実効性のある計画とするため、数値目標を設定</p>	<p><b>【目標の設定】(新規)</b></p> <p>本計画の進捗状況をモニタリングするため、定量的な目標を設定</p> <p>1 目標指標: 管理不全空家等の改善率  2 定義: 管理不全空家等に対して、空家法や空家条例に基づく措置等を行った空家等のうち、状態が改善された空家等の割合  3 従前値: 60%(令和元年度)  4 目標値: 70%(令和7年度)</p>
	<p><b>【進捗管理】(新規)</b></p> <p>各年度終了時に進捗状況を管理し、施策効果を検証するとともに、必要に応じ、計画の見直しを検討する。</p>



## 部長会議付議事案書（報告）

（令和2年10月9日）

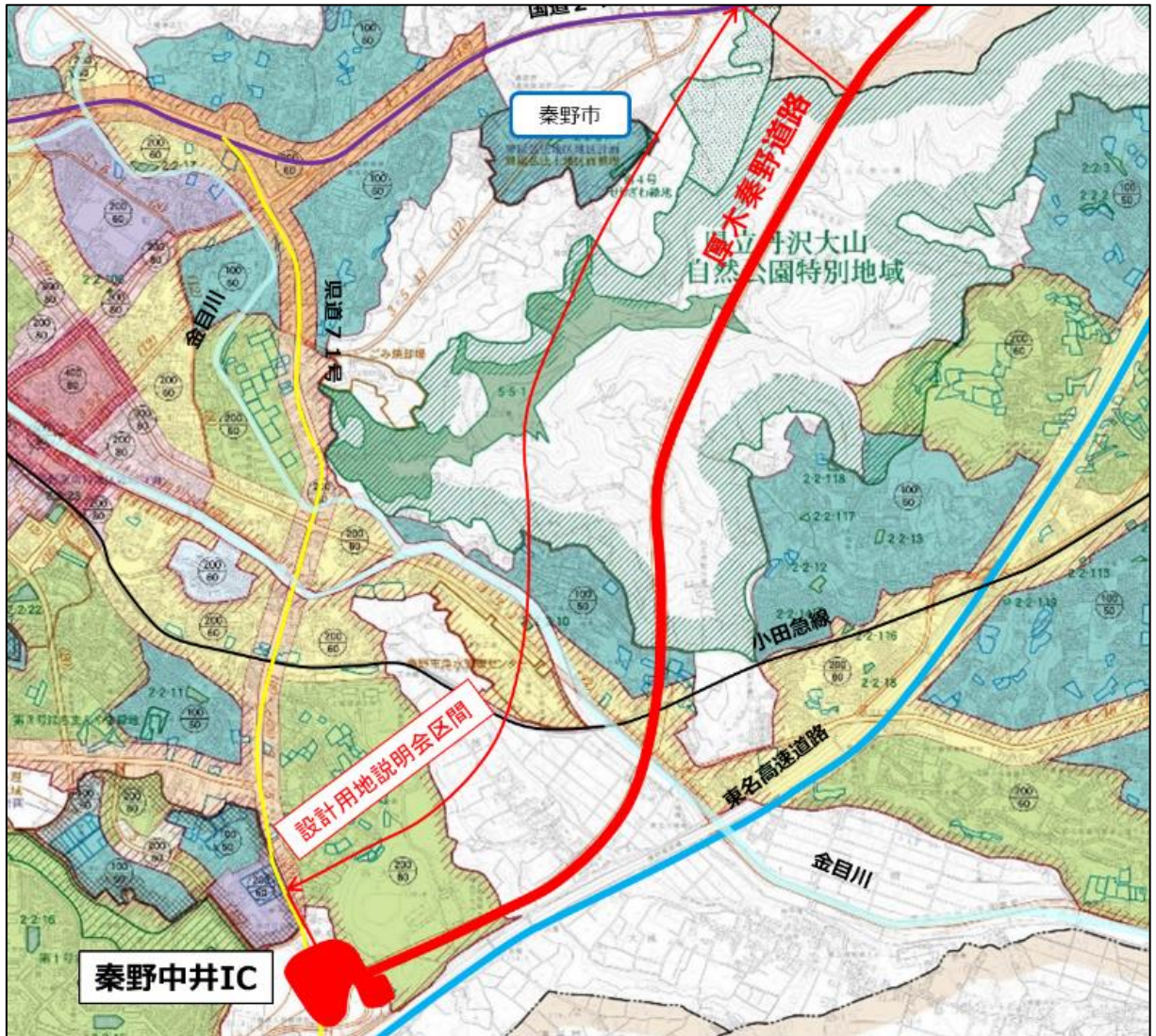
提案課名 国県事業推進課

報告者名 齋藤 雄一

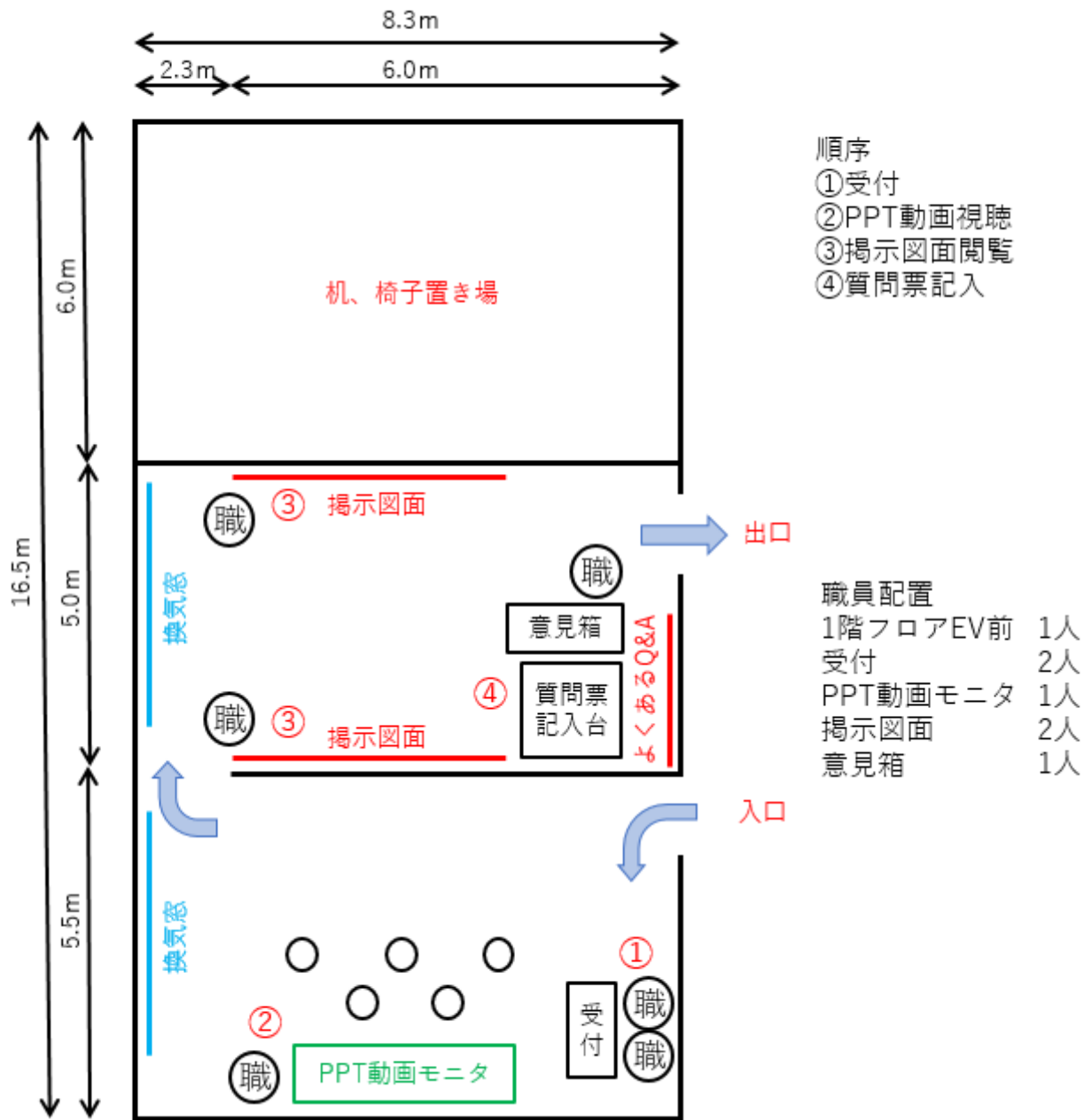
事案名	厚木秦野道路（伊勢原西IC（仮称）～秦野中井IC）設計・用地説明会の開催について	資料 有 無
提案趣旨	<p>本件については、現在、厚木秦野道路（国道246号バイパス）の伊勢原西IC（仮称）から秦野中井ICまでの区間は、国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所により整備が進められています。</p> <p>このたび、同事務所から、本事業に係る説明会を、次のとおり開催する旨の通知がありましたので、その概要を報告するものです。</p>	
概要	<p>1 開催日</p> <p>令和2年10月27日(火) 13時00分～17時00分  10月29日(木) 13時00分～17時00分  10月31日(土) 10時00分～19時00分  11月 1日(日) 10時00分～19時00分  11月 2日(月) 10時00分～19時00分</p> <p>2 開催場所  秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p>3 説明内容</p> <p>(1) 具体的な道路構造等  (2) 道路幅杭設置、用地測量・調査及び用地補償に関する基本的な考え方  (3) 計画に伴う地域道路等の機能補償</p> <p>4 対象者（資料1「対象範囲図面」）  事業予定地内及び事業予定地から20m範囲の土地所有者等</p> <p>5 説明会の周知方法</p> <p>(1) 上記対象者に案内を郵送  (2) 次の自治会長に情報提供</p> <p>ア 本町地区各自治会（中野、齊ヶ分、ライオンズガーデン秦野、中里）  イ 南地区開戸町自治会  ウ 大根地区各自治会（北矢名北部、南矢名上）</p> <p>6 説明形式（資料2「教育庁舎3階会議室レイアウト図（案）」）  新型コロナウイルス感染症対策のため、予約制とし、最大5名までのグループ毎に説明動画、設計図面を閲覧する形式とし、質疑応答は書面により行われます。</p>	

経 過	平成 8年6月	都市計画決定
	平成26年4月	事業化（伊勢原西IC（仮称）～秦野中井IC）
	平成27年3月	測量・地質調査説明会
	平成27年～28年	現地測量及び地質調査業務
	平成28年～令和元年	道路設計
	令和 2年9月	市議会議員へ情報提供
今後の 進め方	資料3「整備の手順」をご参照ください。	

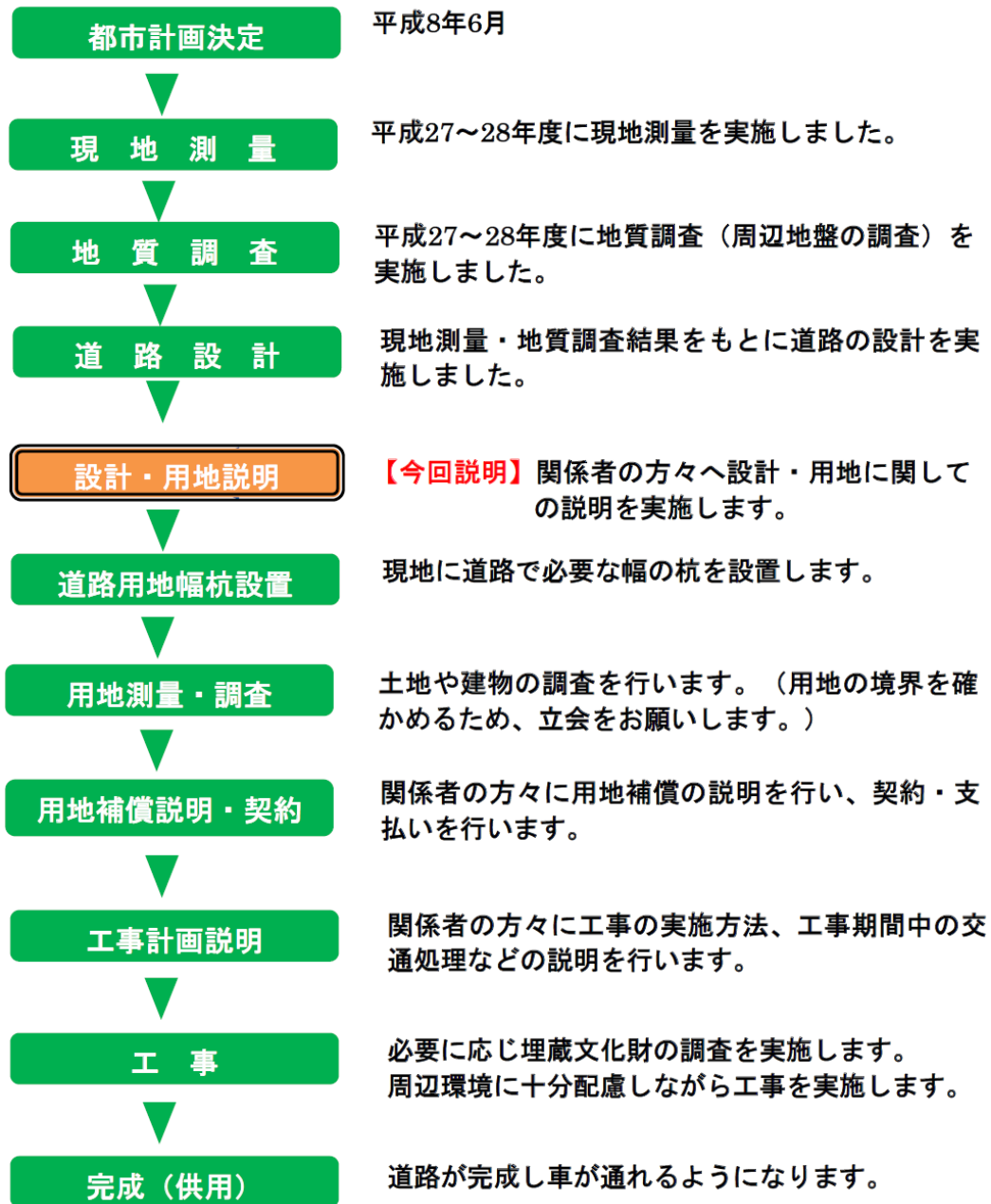
対象範囲図面



教育庁舎 3 階会議室レイアウト図 (案)



## 整備の手順



部長会議付議事案書（報告）

（令和2年10月9日）

提案課名 防災課

報告者名 杉田 佳一

<p>事案名</p>	<p>秦野市国土強靱化地域計画の策定に着手することについて</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>								
<p style="writing-mode: vertical-rl;">提案趣旨</p>	<p>どんなことが起ころうとも、最悪な事態に陥る事から避けられるような、行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げようとする、防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)第4条では、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされています。</p> <p>また、地域計画の策定促進のため、国からの交付金及び補助金の交付判断に当たり「<u>一定程度の配慮</u>」に加え、「<u>重点化</u>」(<u>重点配分</u>、<u>優先採択</u>)されております。</p> <p>このことから、地域における国土強靱化に係る様々な分野の計画等の指針とするため、同法第13条に基づき「秦野市国土強靱化地域計画」についての基本的考え方を定めましたので、次のとおり着手するものです。</p> <p>なお、県内の策定状況は、3市（横浜、川崎及び海老名）が策定済みであり、4市（相模原、横須賀、厚木及び小田原）が策定中となっております。</p>									
<p style="writing-mode: vertical-rl;">概要</p>	<p>秦野市国土強靱化地域計画案の構成</p> <p>※国のガイドラインに基づき、都道府県の計画を援用する方法をとります。</p> <p>第1章 基本的な考え方（4つの基本目標）</p> <p>第2章 脆弱性評価（おきてはならない最悪の事態の想定）</p> <p>第3章 強靱化の推進方針（8つの事前に備えるべき目標）</p> <p>第4章 計画の推進（施策の重点化、計画の見直し）</p>									
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成25年12月</td> <td>国土強靱化基本法施行</td> </tr> <tr> <td>26年 6月</td> <td>国土強靱化アクションプラン策定</td> </tr> <tr> <td>29年 3月</td> <td>神奈川県国土強靱化地域計画策定</td> </tr> <tr> <td>31年 4月</td> <td>地域計画策定に向けた県主催定期勉強会出席 計2回</td> </tr> </table>		平成25年12月	国土強靱化基本法施行	26年 6月	国土強靱化アクションプラン策定	29年 3月	神奈川県国土強靱化地域計画策定	31年 4月	地域計画策定に向けた県主催定期勉強会出席 計2回
平成25年12月	国土強靱化基本法施行									
26年 6月	国土強靱化アクションプラン策定									
29年 3月	神奈川県国土強靱化地域計画策定									
31年 4月	地域計画策定に向けた県主催定期勉強会出席 計2回									

今後の進め方	令和2年10月	庶務担当課長を対象に策定説明会（素案提示）
	同年12月	原案作成
	令和3年1月4日	部長会議にて計画案を報告
	同年1月16日	議員連絡会にて計画案報告（意見聴取：3月8日まで）
	同年2月1日	パブリックコメントの実施（意見募集：3月1日まで、 広報はだの2月1日号掲載）
	同年2月	防災会議委員への意見聴取
	同年3月末	秦野市国土強靱化地域計画策定
	策定後は、構想実現のため、関係課等と協議を行いながら、PDCAサイクルに基づく効果的な進行管理の仕組みを構築していきます。	

# 「秦野市国土強靱化地域計画」の基本的考え方について

令和2年 月 日

## 1 計画策定の目的

災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることを回避する地域づくりを推進するものです。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）及び「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、本市における防災・減災施策を客観的に評価し、防災・減災施策の更なる充実を図ることを目的に「秦野市国土強靱化地域計画」（以下「市地域計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画策定の趣旨及び位置付け

基本法が平成25年12月に公布・施行され、平成26年6月に基本計画が策定されました。同法第4条において、「地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

「市地域計画」は、同法及び基本計画に基づき、本市における防災・減災施策を客観的に評価し、防災・減災施策の更なる充実を図ることを目的とするものです。

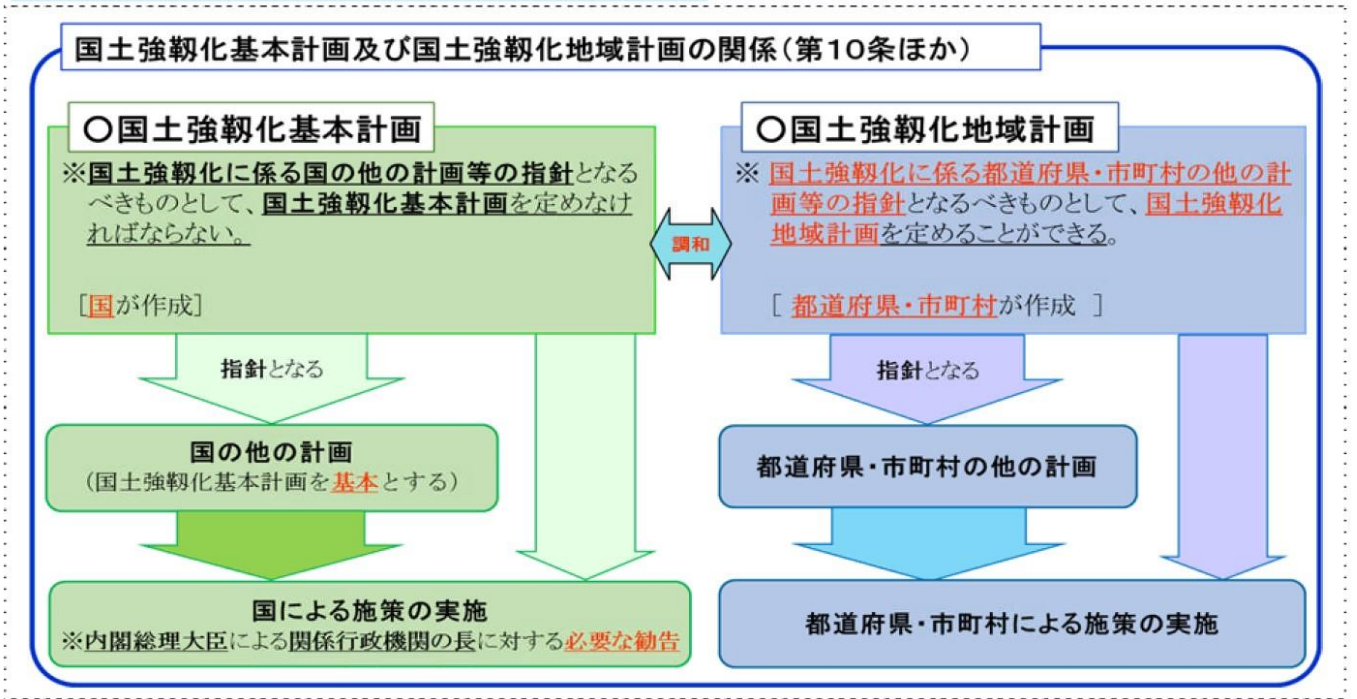
また、本市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である、秦野市総合計画（以下「総合計画」という。）や秦野市地域防災計画等の分野別計画等と整合等を図る計画として位置付けるものです。

## 3 計画の策定手順

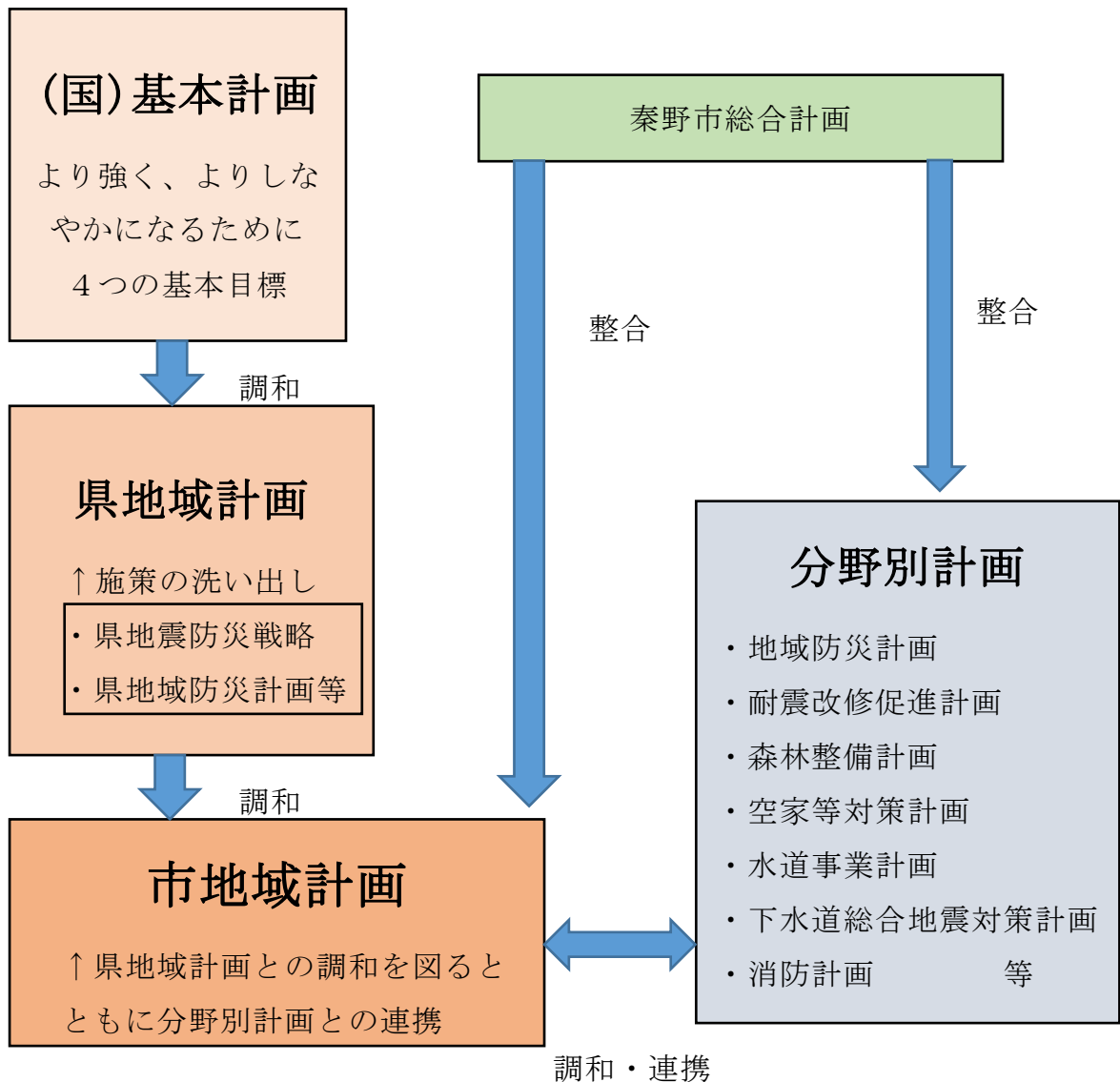
「地域計画」は、「基本計画」との調和が保たれたものでなければならない（基本法第14条）。また国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第2条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第6条）。と定められていることから、国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づくとともに神奈川県が既に策定している地域計画を参考に作成するものです。



〔参考〕 国土強靱化に関する計画の体系



《相関図》



#### 4 基本目標

地域計画では、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次のとおり設定するものです。

##### (1) 基本目標

- ア 人命の保護が最大限図られること
- イ 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧・復興

##### (2) 事前に備えるべき目標

- ア 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- イ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ウ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- オ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- カ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- キ 制御不能な二次災害を発生させない
- ク 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 5 基本的な方針

あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。また、4つの基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ」を明らかにし、最悪の事態に至らないため、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものであり、PCDAサイクルを繰り返し見直ししながら推進することとするものです。

##### (1) 基本姿勢

長期的な視点を持って、社会経済情勢を踏まえた施策とするもの。

(2) 適切な施策の組み合わせ

「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と市民の連携及び役割分担に留意するもの。

(3) 効果的な施策の推進

ア 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進するもの。

イ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮するもの。

6 今後のスケジュール

別紙のとおり

7 計画の見直し

調和・連携を図るべき「秦野市総合計画」が令和3年度から令和12年度を計画期間としていることから、地域計画についても整合を図り、令和12年度を目標年次とするものです。しかし、社会経済情勢の変化や施策の推進状況を踏まえ、必要に応じ見直します。

■国土強靱化地域計画策定スケジュール

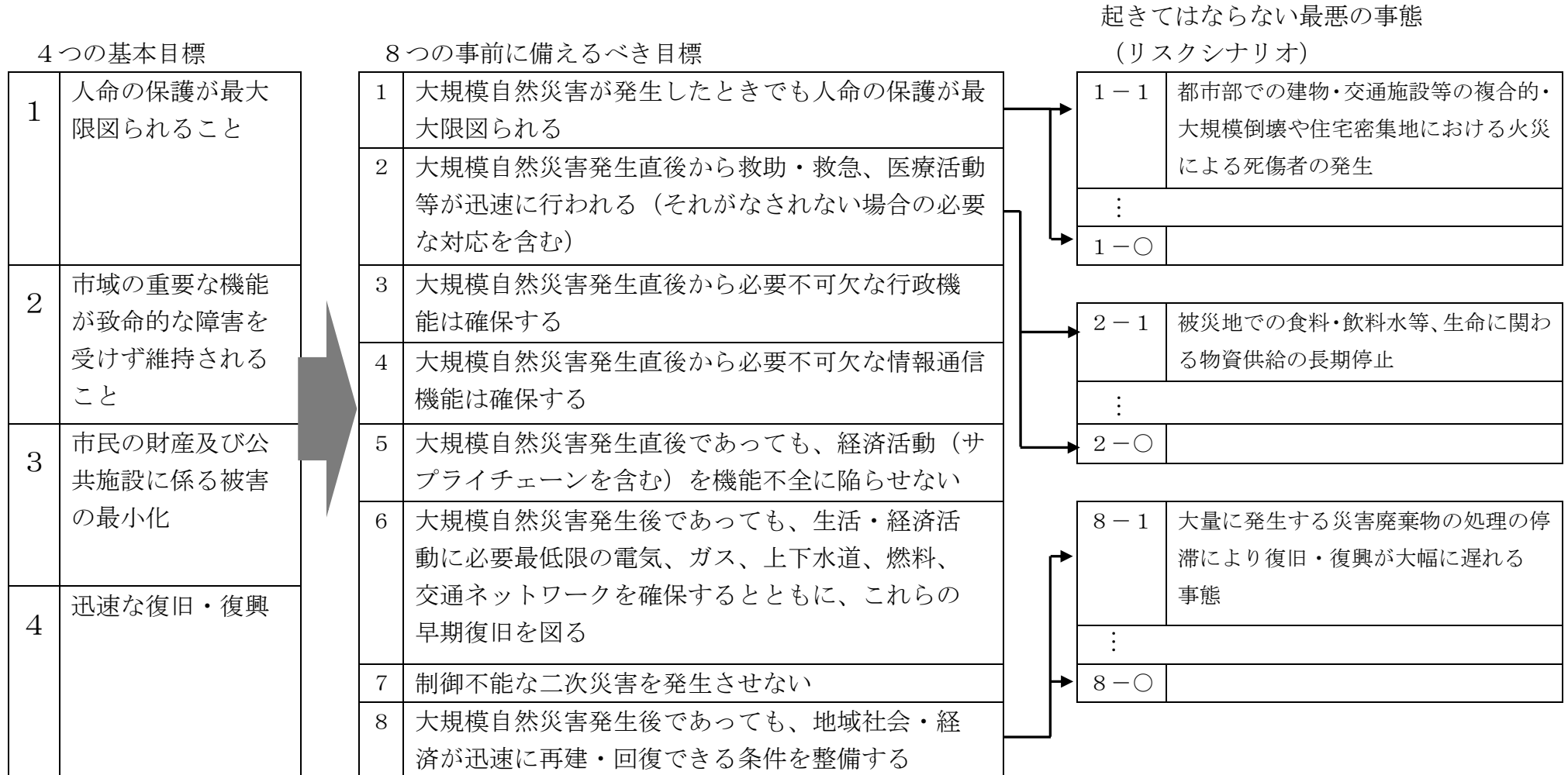
年度	令和2年度					
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<b>庁内組織</b> ◎：課長級会議 ●：担当者会議 ◆：政策会議 ■：防災会議				◎ 課長会議 10月		● 担当会議 12/中
防災課作業	地域計画策定へ向けた整理 (関係課洗い出し)	策定イメージ	地域計画策定素案作成	第1回照会各課案提示	第1回照会結果まとめ 原案作成	第2回各課照会

			令和3年度				
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
◆ 部長会議 1/4	■ 防災会議 2/						
計画案	パブリックコメント	策定					

## ＜市地域計画の基本的な考え方 概念図＞

国土強靱化地域計画は、基本法第14条において、国の基本計画と調和を保たれたものでなければならないと規定されており、国の基本計画や地方自治体としての役割等を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

また、市地域計画では、国の基本計画や県の地域計画の取り組み状況などを踏まえ、8つの事前に備えるべき目標と関連付けし起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を想定します。



## 秦野市国土強靱化地域計画 体系（案）

### 第1章 基本的な考え方

- 1 基本目標
- 2 事前に備えるべき目標

### 第2章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 想定するリスク
- 3 おきてはならない最悪の事態の想定
- 4 政策分野の設定
- 5 脆弱性評価の結果

### 第3章 強靱化の推進方針

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
  - (1) 住宅の耐震化及び屋内収容物等の耐震対策
  - (2) . . .
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
  - (1) 水道施設の耐震化及び給水体制の確保
  - (2) . . .
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
  - (1) 関係機関との連携による防災訓練の実施
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
  - (1) . . .
- 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
  - (1) . . .
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
  - (1) . . .
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
  - (1) . . .
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
  - (1) . . .

### 第4章 計画の推進

- 1 施策の重点化
- 2 計画の見直し

## <国土強靱化基本計画の概要>

国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれ、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを行ってきた。しかし、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。このため、4つの基本目標のもと、PCDAサイクルを繰り返し見直ししながら推進することとしています。

### 【国土強靱化4つの基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## <策定ガイドラインで示されている国土強靱化と防災の違い>

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません。それは、  
①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくとするものです。

## <国の基本計画及び都道府県計画との調和について>

基本法には、「地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならない（基本法第14条）。」、また「国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第2条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第6条）。」と定められていることから、策定ガイドラインにおいても、これから策定を行う市町村については、当該地域の都道府県が既に策定している地域計画を参考にし、調和を図ることが、効率的・合理的とされています。

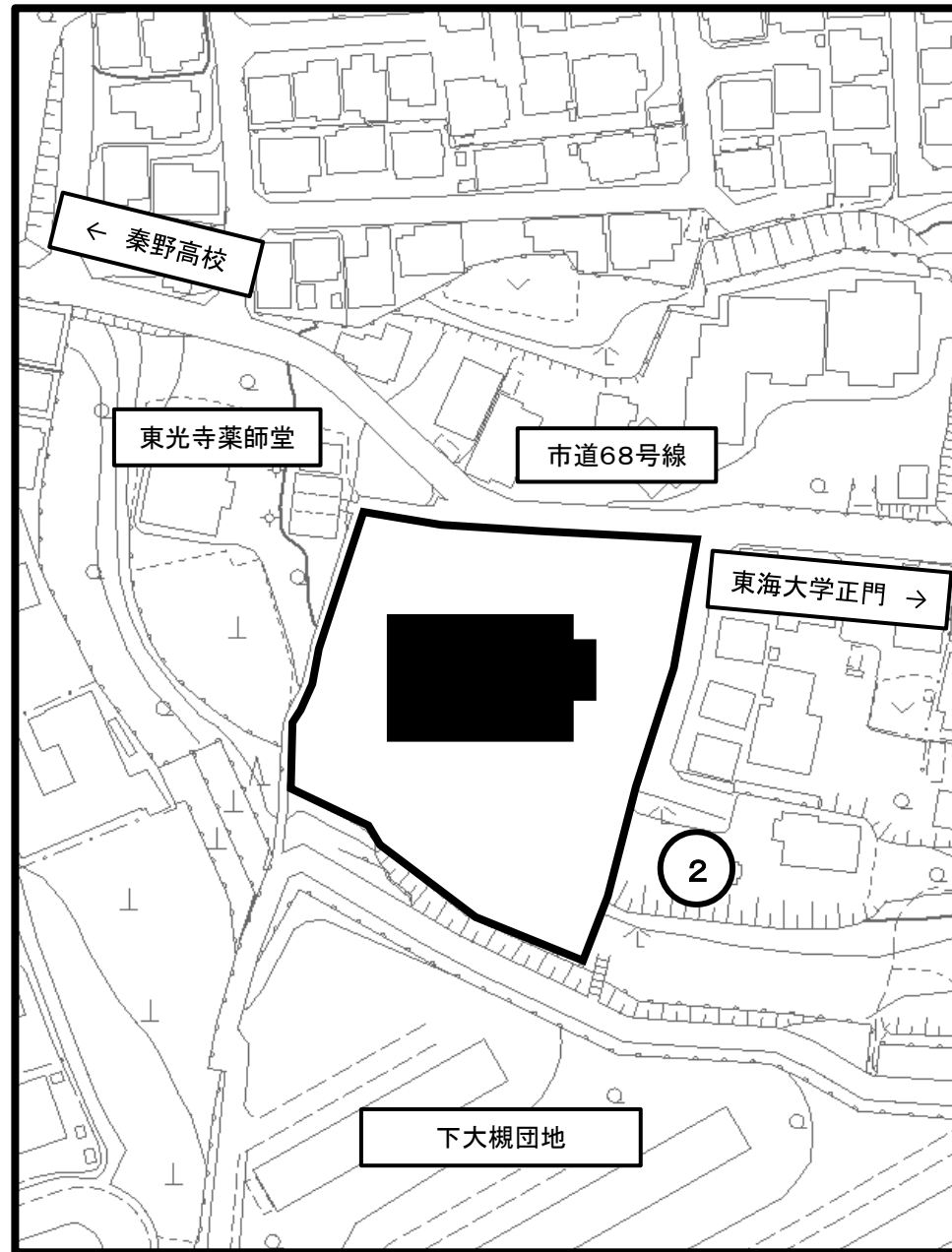
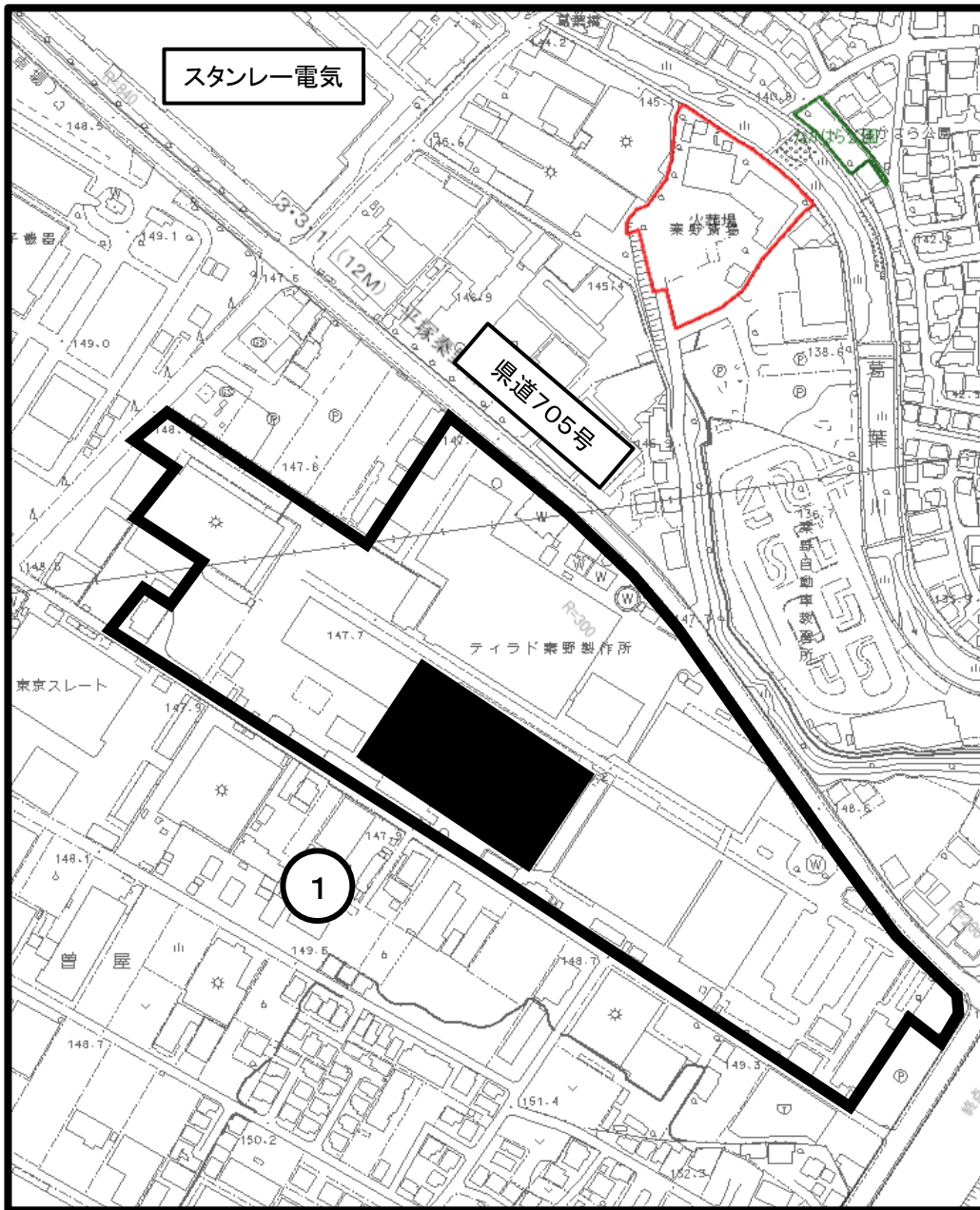
(令和2年9月16日 調整部会)

令和2年10月(定例部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m <sup>2</sup> )	計画概要
1	ティラド 曾屋 (六反地) 工場増築事業	曾屋字六反地 9 3 7 番 1 ほか	(株)ティラド秦野製作所 所長 岩崎智	工業専用地域	59,501.22	工場1棟 (増築)
2	甲斐組 下大槻 (二夕子) 寄宿舍建設事業	下大槻字二夕子 2 3 8 番ほか	(株)甲斐組 代今村佳広	第一種低層住居 専用地域	3,857.16	寄宿舍 (単身用48戸)

(注) 区域面積1,000m<sup>2</sup>以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。





## 主要な環境創出行為の進捗状況

(令和2年9月中旬時点)

令和2年10月(定例部長会議) 開発指導課

### 1 まちづくり条例手続中の事業

番号	事業名	事業主	現在の進捗状況	開業予定等	開発面積(m <sup>2</sup> )	計画概要
1	バルク 曾屋 (清水窪) 店舗建設事業	(株)バルク (代)原島誠一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整部会付議 (平成31年1月23日)</li> <li>・開発許可 (平成31年4月24日)</li> <li>・変更協議書提出 (令和2年5月22日)</li> <li>・変更許可 (令和2年7月3日)</li> <li>・完了検査 (令和2年8月4日)</li> <li>・検査済証交付 (令和2年8月13日)</li> </ul>	令和2年9月2日開業	15,703.24	店舗1棟の建設  地上2階地下1階 建築面積8,751.49m <sup>2</sup> 延床面積11,987.22m <sup>2</sup>
2	スタンレー電気 曾屋 (明治畑) 研究施設建設事業	スタンレー電気(株) (代)北野綾典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認通知書交付 (平成31年4月26日)</li> <li>・開発許可 (令和元年5月30日)</li> <li>・変更協議書提出 (令和元年6月14日)</li> <li>・再協議確認通知書交付 (令和元年8月7日)</li> <li>・変更許可 (令和元年9月2日)</li> <li>・第1工区完了 (令和元年9月17日)</li> <li>・第1工区検査済証交付 (令和元年10月7日)</li> <li>・第2工区完了 (令和2年5月26日)</li> <li>・第2工区検査済証交付 (令和2年6月16日)</li> <li>・設技棟着工中</li> </ul>	令和2年12月全体完了 予定	40,000.15	試験棟1棟、設技棟1棟等の建設  試験棟建築面積5,096.33m <sup>2</sup> 試験棟延床面積5,096.33m <sup>2</sup> 設技棟建築面積5,857.99m <sup>2</sup> 設技棟延床面積10,752.90m <sup>2</sup>
3	マリモ 今川町 共同住宅建設事業	(株)マリモ (代)深川真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整部会付議 (令和2年2月19日)</li> <li>・変更届提出 (令和2年7月6日)</li> </ul>	令和4年工事完了予定	2,404.06	共同住宅(分譲、世帯用81戸)の建設  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         水無川側で予定していた第2工区の事業は廃止                     </div> 【当初の第2工区計画】 店舗等(スーパー、学習塾、フィットネスクラブ等)兼共同住宅(賃貸、世帯用6戸、単身用72戸)
4	ハーベストネクスト 曾屋 (六間) 事業所建設事業	ハーベストネクスト(株) (代)脇本実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整部会付議 (令和2年4月1日)</li> <li>・確認通知書交付 (令和2年8月13日)</li> </ul>	令和3年9月工事完了予定	3,555.29	事業所(給食センター)1棟の建設  鉄骨造2階建 最高高さ10.2m 建築面積 1,836.91m <sup>2</sup> 延床面積 2,476.94m <sup>2</sup>